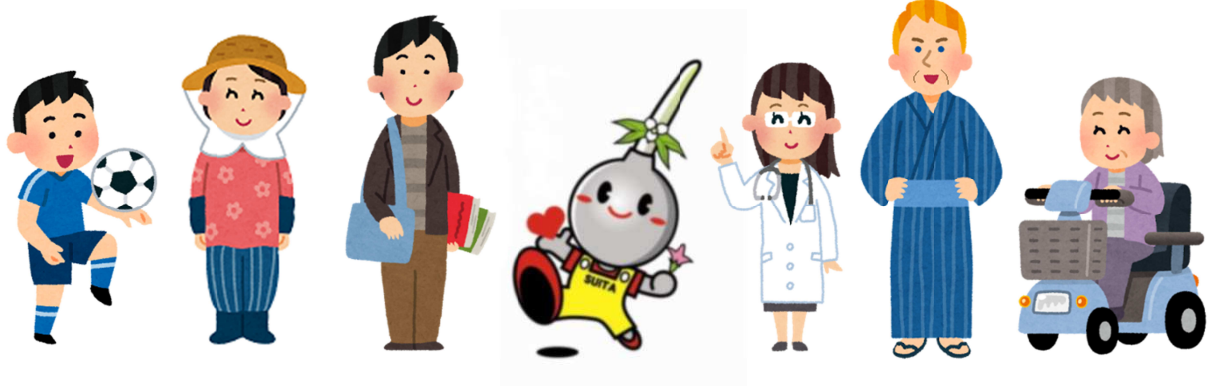




すいたの市民自治

～自治基本条例施行 10 年を振り返って～



平成 29 年 (2017 年) 3 月

はじめに

平成18年（2006年）10月、地方分権改革が進展する中、吹田市では自主自立の市政運営を推進するため、まちづくりの基本的なルールを定めた自治基本条例を制定し、翌年1月に施行しました。

その後、自治基本条例に基づき設置した市長の附属機関である市民自治推進委員会等と協働しながら市民自治の推進に取り組み、10年が経過しました。この間、同条例第32条の規定により社会情勢等に照らして改正すべき点がないか庁内外の検討組織で慎重な議論を行い、結果、条例を改正する必要性はないが、市民自治をさらに推進するため、条例の運用面の工夫を一層図るべきであるとの結論を得たところです。本書はそうした見直し検討結果に加え、市民自治に関するこれまでの取組や市民参画・協働の現状と課題、市民や職員の意識を分析し、条例施行10年の振り返りを試みるとともに、今後の「すいたの市民自治」のあり方を展望したものです。

また本書は、平成22年（2010年）12月に市民自治推進委員会から「市民自治の推進に向けての提言」を受け、その中で「本提言を踏まえて、どのような取組がなされ、どのような成果がもたらされたかを、いずれかの時期に、市民自治推進委員会に報告する」よう求められたことに対する報告書ともなっています。

今後、本書を広く市民に公開し、様々なご意見に耳を傾けながら、全市一丸となり、自治基本条例の目的である市民自治の確立に向け、取り組んでまいります。

平成29年（2017年）3月

吹田市市民部市民自治推進室

《 目 次 》

第1章 自治基本条例はなぜ制定され、どのような効果をもたらしたか	2
1. 市民自治と自治基本条例	2
2. 自治基本条例制定時と現在の状況	4
第2章 自治基本条例施行後、市民自治はどのように進められてきたか	8
1. 主たる施策別に見る	8
(1) 自治基本条例の推進	8
(2) 市民公益活動の促進	12
(3) 地域コミュニティの支援	13
2. 「市民自治の推進に向けての提言」に対する取組	14
(1) 情報提供に関する事項	14
(2) 協働事業の評価に関する事項	22
(3) 新たな協働の仕組みの構築に関する事項	31
(4) 審議会等の公募委員の選出方法等の改善	39
(5) 提言に対する取組結果一覧	49
第3章 市民自治の確立に向け、何が求められているか	50
1. 市民意識・職員意識に見る	50
2. 市民自治の運営原則別に考える	54
(1) 情報共有	54
(2) 市民参画	56
(3) 協働	59
第4章 まとめ「すいたの市民自治」～ これまでの10年とこれから ～	62

【 参 考 資 料 】

吹田市自治基本条例
吹田市市民自治推進委員会委員名簿

第1章 自治基本条例はなぜ制定され、どのような効果をもたらしたか

すいたの市民自治を論じるにあたり、初めに「市民自治」の概念やその推進の根拠となる「自治基本条例」について述べ、なぜ条例が制定されなければならなかったのかを社会背景から探るとともに、施行10年が経過した今、条例が及ぼした影響について考える。

1. 市民自治と自治基本条例

「市民自治」を定める「自治基本条例」がいかなる性格を有する条例かについては、第1条「目的」で明らかにされている。

(目的)

第1条 この条例は、本市における市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を定め、市民、議会及び市長その他の執行機関のそれぞれの役割を明らかにするとともに、市民自治の運営原則に基づく制度等の基本を定めることにより、市民福祉の向上のため、市民自治の確立を図ることを目的とします。

条例の目的は「市民自治の確立」を図ることにある。「市民自治」という言葉は現在、少なからずの自治体で用いられているが、全国的に共通の定義が存するわけではなく、本市においても明確な定義付けは行わずに「市民自治の基本理念」を第4条で以下のとおり謳っている。

(市民自治の基本理念)

第4条 次に掲げることを市民自治の基本理念とします。

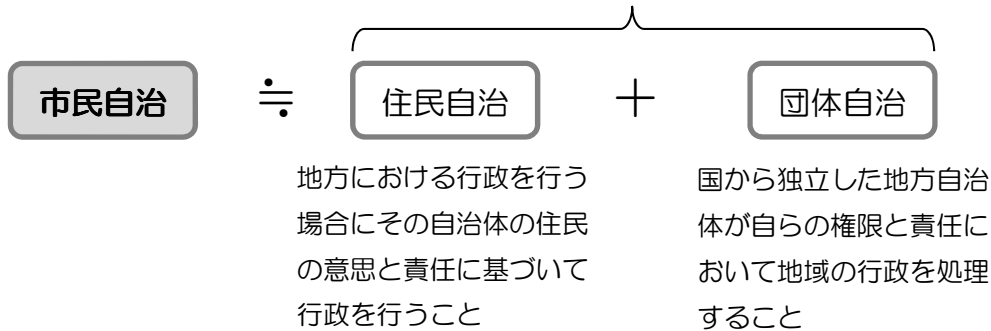
- (1) 市民は、等しく尊重されること。
- (2) 市民は、市民自治の担い手であることを自覚し、自らが地域のことを考え、自らの手で治めていくこと。
- (3) 市は、国及び大阪府と、それぞれの役割分担の下に、対等の立場で相互協力の関係に立って、自律的な市政運営を図ること。

ここで特筆すべき点は、「市民」の定義である。「市民」とは吹田市に居住する人に限らず、「市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」（第3条第1号）を指し、一般的に想起される「市民」の範囲より広い概念となっている。これは、地域社会が抱える諸課題の解決に取り組むためには、住民だけではなく、吹田の地域社会に関わる幅広い人々が力を合わせていくことが、ますます求められているとの考え方に基づいている。

第4条では、そうした市民は等しく尊重されとし、第2号及び第3号において、憲法や地方自治法で定める「地方自治の本旨」（「住民自治」「団体自治」）と同様の理念を規定している。すなわち市民自治とは、地方自治の本旨と酷似した概念であると言える（図表1）。

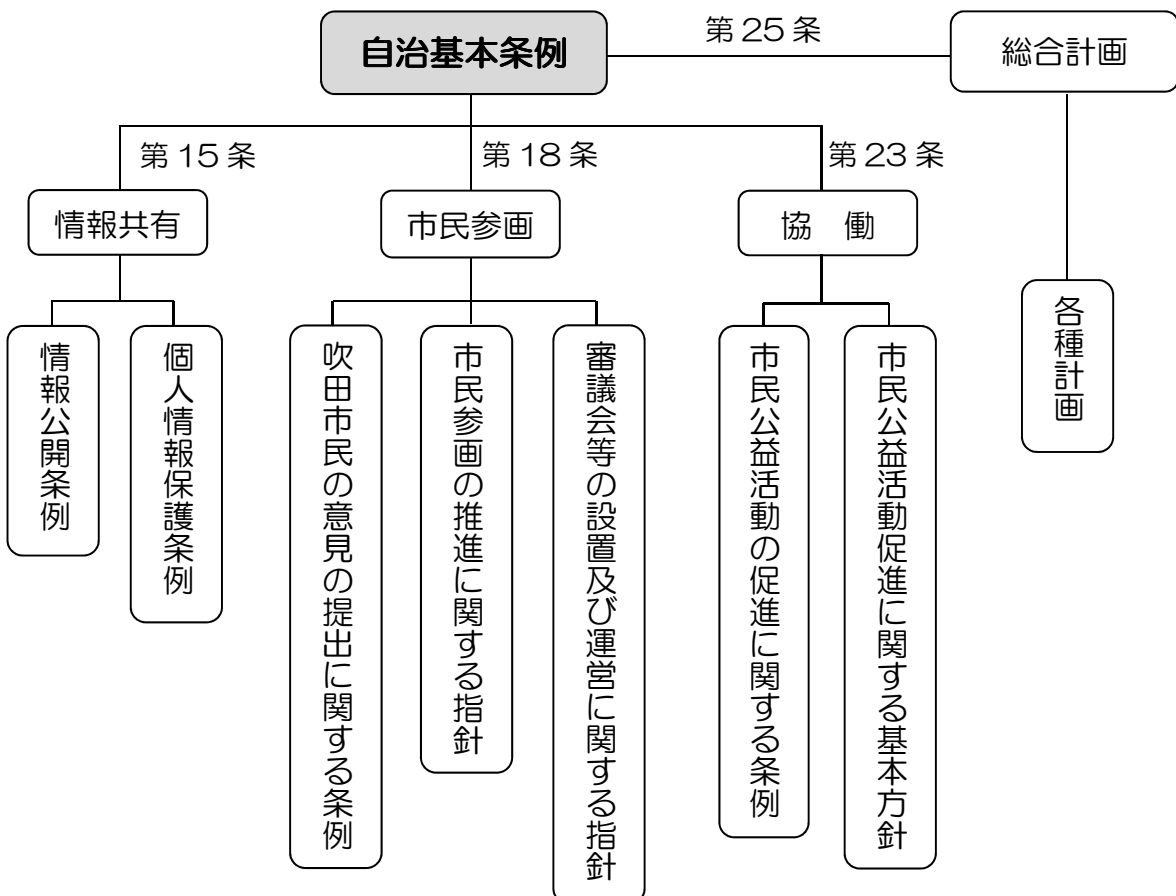
【図表 1】 「市民自治」の概念

地方自治の本旨（憲法、地方自治法）



以上のように自治基本条例は、市民自治の確立を図ることを目的に、市民、議会、行政の役割と市政（まちづくり）を進める基本的なルールを定めた条例であり、その最終目的は「市民福祉の向上」にある。これは地方自治法で定める自治体の目的（「住民福祉の増進」）に近く、その点からして、自治基本条例は最も重要な条例の一つである。そうした特徴から、時に自治基本条例は「自治体の憲法」と言われるが、法理論上条例間で優劣があるわけではなく、本市では市民自治の基本（運営原則）を定める最高規範として位置付けている（図表 2）。

【図表 2】 市民自治の運営原則（第 5 条）に関連する条例等の体系図（イメージ）



2. 自治基本条例制定時と現在の状況

本市が自治基本条例制定の検討を明らかにしたのは、平成12年（2000年）3月の市長の施政方針演説においてである。当時の自治を巡る状況は、平成7年（1995年）に阪神・淡路大震災が発生し、それまで日本には根付かないと考えられていたボランティアが大きな役割を果たし、「協働」という言葉が浸透し始めたと同時に住民による公益活動が活発化していった頃にあたる。

一方、国による地方分権改革が進められる中、平成12年（2000年）には国と地方のあり方を大きく転換する、いわゆる地方分権一括法が施行され、国と地方の関係が上下主従から対等協力の関係に変わり、自治体はその地域特性を生かした自主自立のまちづくりが求められることとなった。

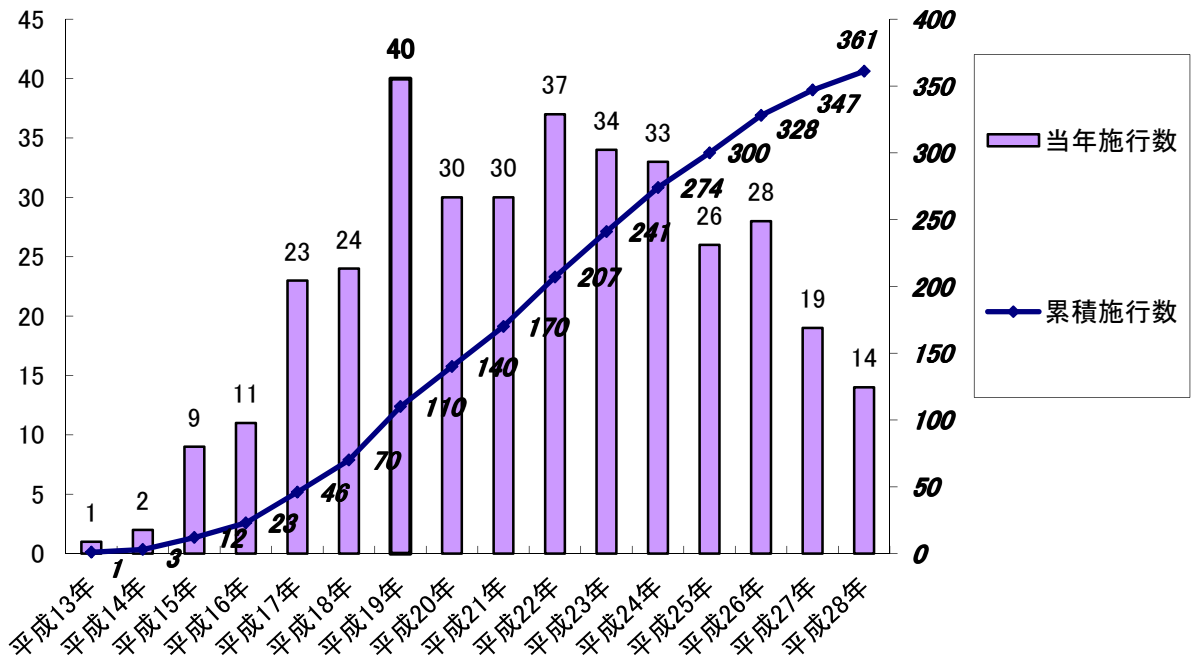
そうした時勢において各自治体が独自のまちづくりを進めるためには、地域をよく知る住民との協働、住民の行政への参画が不可欠となり、また急速な少子高齢化等がもたらす自治体財政の悪化等の問題、高度情報化社会の到来や前述した住民による公益活動の活発化などによる新たな公共の担い手の出現なども重なり、激変する社会状況に対応した行政運営のあり方を条例で表す必要性が生まれたのである。そして平成13年（2001年）に自治基本条例のさきがけとされるニセコ町まちづくり基本条例が施行され、その動きは一気に全国的に広がることとなった。

本市では十分な検討期間を経て平成19年（2007年）から条例を施行しているが、この年は全国の自治基本条例施行のピークの年でもあり、一種の「ムーブメント」に乗ったことは否定できない。しかしながら、いまだに制定する自治体は後を絶たない。この背景には条例施行後も平成24年（2012年）にいわゆる地域主権一括法が施行され、法による義務付け・枠付けの見直しが行われて自治体の裁量が広がるなど名称を変えながらも地方分権改革が推進されていること、少子高齢化が進む中、我がまちの独自性をアピールすることで持続可能なまちを目指す動きが全国的に加速していることなどがある（図表3、4）。

【図表3】 吹田市自治基本条例制定前後の主な社会情勢等

年 月	内 容
平成 7年（1995年）1月	阪神・淡路大震災
平成 7年（1995年）7月	地方分権推進法施行
平成10年（1998年）12月	特定非営利活動促進法（NPO法）施行
平成12年（2000年）3月	吹田市長が条例制定の検討を表明
平成12年（2000年）4月	地方分権一括法施行
平成13年（2001年）4月	ニセコ町まちづくり基本条例施行
平成18年（2006年）10月	吹田市自治基本条例制定
平成19年（2007年）1月	吹田市自治基本条例施行
平成23年（2011年）3月	東日本大震災
平成24年（2012年）4月	地域主権一括法施行

【図表 4】 全国の自治基本条例施行状況



※NPO法人公共政策研究所のホームページ等を参考に作成(平成28年(2016年)12月1日現在)

自治基本条例施行後、条例の認知度について、三回にわたって市民意識調査を実施した(図表5)。結果は、条例の市民認知度(「条例の内容を知っている」「条例の内容は知らないが、言葉は知っている」と回答した割合)は、19.9%→20.8%→17.8%と高くはない水準で推移している。本書では詳細なデータは割愛したが、認知度は高齢になるほど高くなり、平成28年(2016年)度の調査では「70歳以上」で33.2%であった。なお、居住地域別では「JR以南地域」が20.9%と最も高かった。

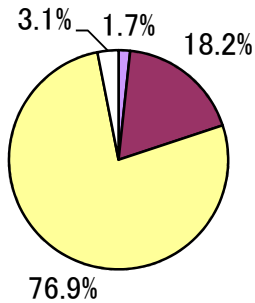
施行10年を機に、勤務年数10年以上の職員を対象に自治基本条例が与えた影響に関する意識調査を行った(図表6)。結果は、市民の「市役所の施策の策定や実施に関わっていこうという意識」等は「ほとんど高まっていない」「まったく高まっていない」と回答した職員が6割いた一方、職員の「市民の声を積極的に聴いていこうという意識」等は「大いに高まった」「少しは高まった」と回答した職員は7割にのぼった。また、市民自治が進んだことは自治基本条例の制定と関係があると回答した割合は84%であった。

以上のことを考えると、自治基本条例の市民への浸透はいまだ十分ではなく、後述するように条例の運用面で課題も見られるが、市民本位の市政運営に向けて職員の意識を高めたということでは少なくともプラスの効果があったと思われる。さらに、第2章で述べる少なからずの取組は、自治基本条例及びそれに基づき常設されている市民自治推進委員会がなければ実現しなかったとも言え、そういった意味において自治基本条例の制定により、市民自治が継続的に推進されている。

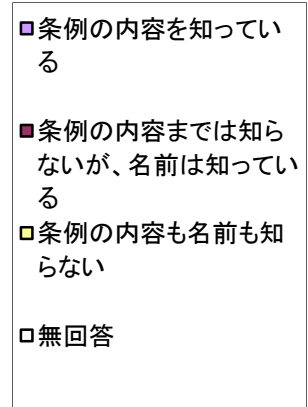
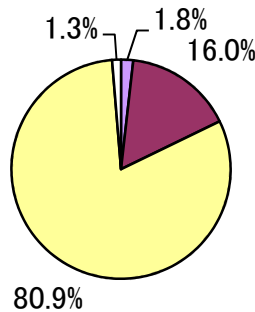
また現在、本市では市民力・地域力の一層の強化や中核市への移行を目指しており、地方自治の本旨(住民自治・団体自治)を規定した自治基本条例の必要性は、制定時よりむしろ増しているとも言えるのである。

【図表5】 自治基本条例の認知度

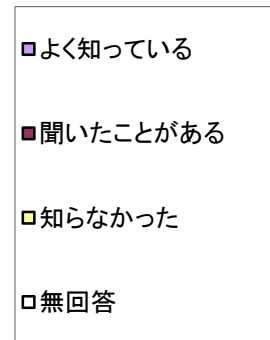
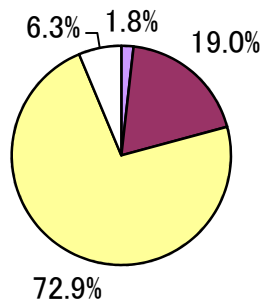
【平成21年度市政モニタリング調査報告書(n=1,305)】



【平成28年度市政モニタリング調査報告書(n=1,197)】

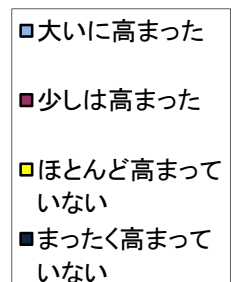
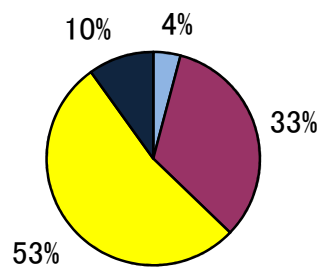


【平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査・実態調査報告書(n=923)】

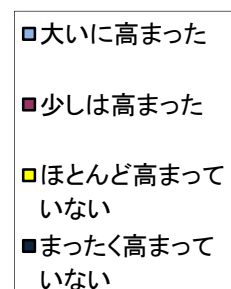
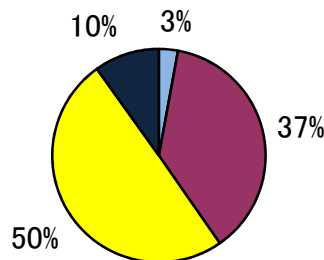


【図表6】 自治基本条例施行後の職員意識調査結果 (n=244)

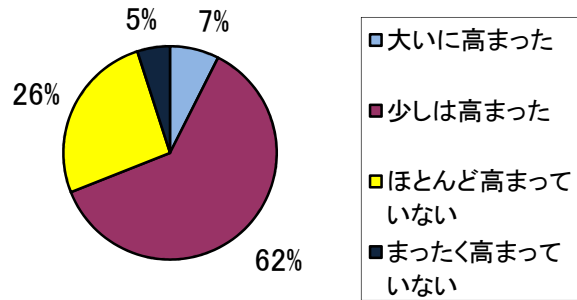
① 自治基本条例の施行後に、市民の、市役所の施策の策定や実施に関わっていこうという意識や、市役所と協働していこうという意識が高まったと思うか？



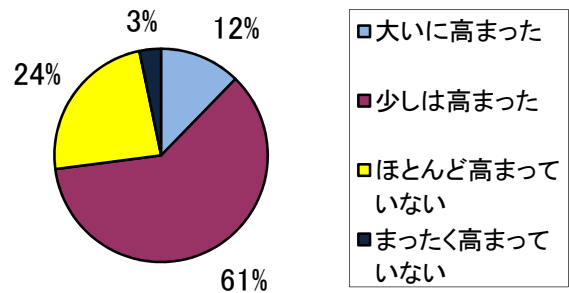
② 自治基本条例の施行後に、市民の、市民相互で協力し合い、地域をより良くしていこうという意識は高まったと思うか？



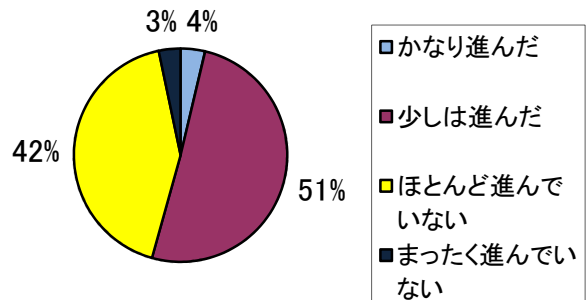
③ 自治基本条例の施行後に、**職員**の、市民の声を積極的に聴いていこうという意識や、市民と積極的に協働していこうという意識は高まったと思うか？



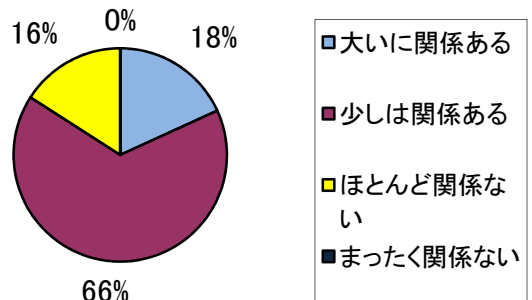
④ 自治基本条例の施行後に、**職員**の、市役所が行っていることを市民にわかりやすく、丁寧に説明しようという意識は高まったと思うか？



⑤ 自治基本条例の施行後に、吹田市で市民自治は進んだと思うか？



⑥ (前問で「かなり進んだ」「少しは進んだ」と回答した方のみ)
自治基本条例の制定とどの程度関係があると思うか？



※設問は「自治基本条例の制定経緯および施行状況に関する自治体アンケート調査報告書」(作成：大阪市立大学大学院法学研究科阿部教授)を参考に作成

第2章 自治基本条例施行後、市民自治はどのように進められてきたか

第1章で述べたとおり市民自治の概念は広く、ほぼすべての部署に関わるものであるが、この章では、狭義の市民自治とも言うべき「住民自治」に関する取組に絞って主な施策別に言及した後、最も大きな取組として、市民自治推進委員会からの提言（平成22年度）を踏まえて市が行ったことをまとめ、市民自治推進委員会への報告とする。

1. 主たる施策別に見る

(1) 自治基本条例の推進

自治基本条例施行後、第30条に基づいて市民参画と協働に関する事項の実効性を確保するため、市民自治推進委員会を設置し、様々な取組を行ってきた（図表7）。

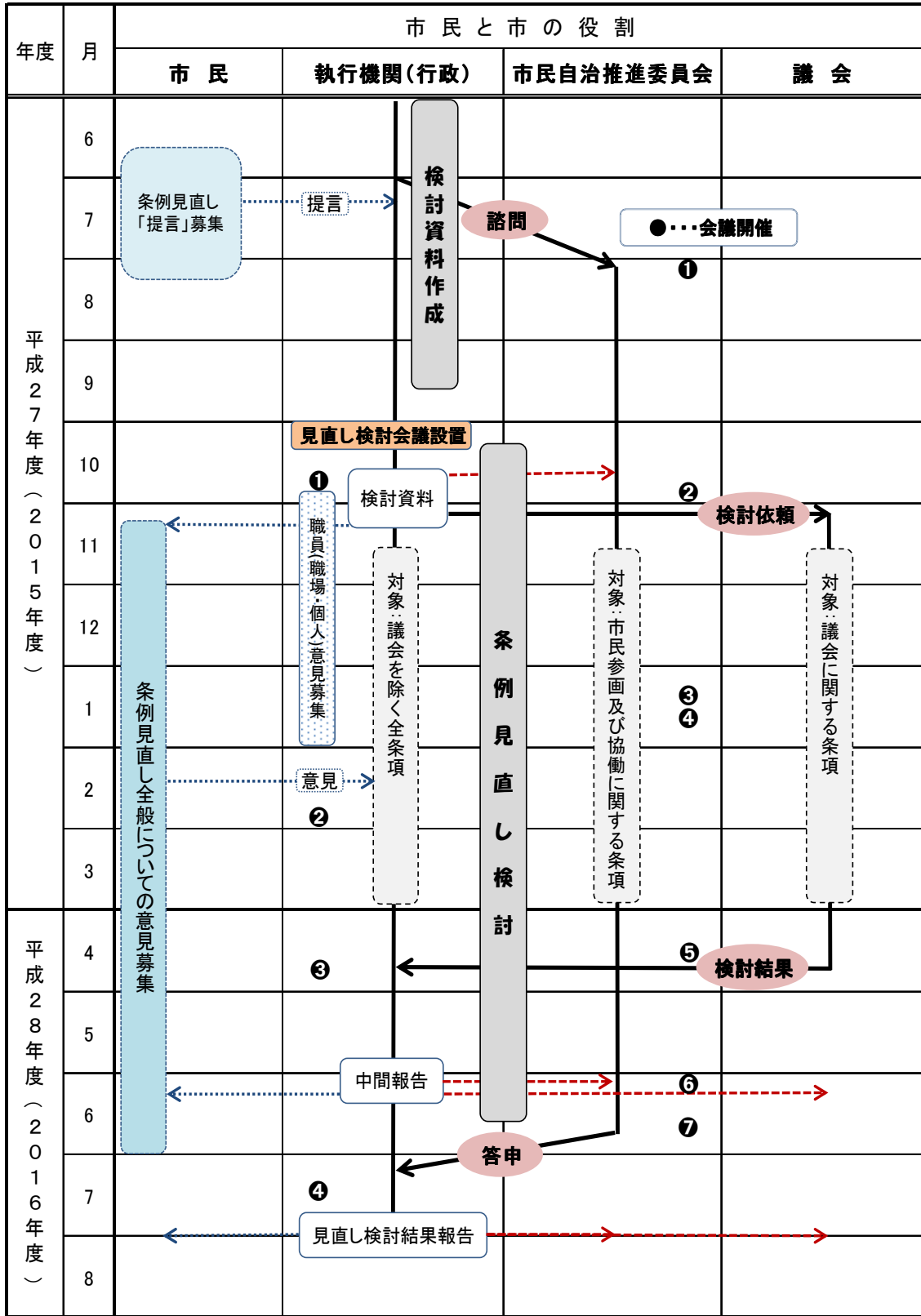
初めに同委員会に「市民参画の推進に関する指針」、「吹田市民の意見の提出に関する条例（パブリックコメント条例）」について諮問を行い、その答申を尊重する形で、現在の市民参画の基礎となる両制度を定めた。平成22年（2010年）12月には同委員会から「市民自治の推進に向けての提言」が市長に提出され、その後、三カ年を計画期間とする「市民自治の推進に向けてのアクションプラン～提言を受けて～」を委員会と協働で策定し、PDCAサイクルにより年次的に提言内容の実現に向けて取り組んできた。

また、自治基本条例第32条の規定に基づき、施行から5年を超えないごとに委員会の意見を聴きながら見直しを検討した。とりわけ施行10年を前にした見直し検討では、市民意見を募集するとともに庁内の検討組織を立ち上げ、より丁寧な検討を行った（図表8）。結果、改正の必要性はないが、市民自治をさらに推進するため、条例の運用面の工夫を一層図ることを考えるべきであるとの結論を得た（図表9、10）。なお、平成25年（2013年）には、地方自治法の改正により総合計画基本構想の策定義務がなくなったことを受け、自治基本条例に策定義務を置くなどの改正を行った（第25条）。

【図表7】 自治基本条例施行後の条例推進に関する主な取組

年 月	内 容
平成19年（2007年）4月	市民自治推進委員会発足
平成20年（2008年）6月	市民参画の推進に関する指針策定
平成21年（2009年）7月	吹田市民の意見の提出に関する条例施行
平成22年（2010年）12月	「市民自治の推進に向けての提言」受理
平成23年（2011年）10月	「自治基本条例見直しに関する意見書」受理
平成25年（2013年）3月	自治基本条例の一部改正（総合計画の策定義務等を明記）
平成25年（2013年）4月 ～28年（2016年）3月	「市民自治の推進に向けてのアクションプラン～提言を受けて～」実施
平成28年（2016年）7月	「自治基本条例の見直し検討について（答申）」受理
平成28年（2016年）8月	自治基本条例見直し検討結果報告書作成

【図表8】 自治基本条例見直し検討フロー



【図表 9】 吹田市自治基本条例見直し検討結果

平成27年（2015年）10月から本年4月まで3回にわたり、自治基本条例のうち議会に関する条項を除いた全条項を対象に見直し検討をいたしました。

主な意見としては、見直しの必要性について、

- 1 情報提供と幅広い意見を伺うことが大切であるが、条例の制定過程で色々な意見を聞きながら練り上げたので、10年経っても見直す必要はないほどの条例と考える。例えば、危機管理の条項がないからといって、条例の役割が十分果たせないわけではない。
- 2 条文を変える必要はないと思っている。基本的には条文の修正ではなく運用の方でもっと工夫すべきである。

との意見があり、運用面で改善を図るべき点について、

パブリックコメントは今、賛否を聞くツールのようにになっているが、本来はもっと建設的な意見をもらうためのツールである。

との指摘がありました。

また、市民自治推進委員会で議論された市民間の「協働」について、

市民と市民の協働に対しての支援は、自治基本条例の精神そのものが何かを考えれば、条例で十分カバーできているものとする。

との意見がありました。

その後、平成28年（2016年）7月に市民自治推進委員会からの答申も踏まえ、自治基本条例の見直しの必要性について検討したところ、下記の結論に至りました。

記

自治基本条例は、その制定過程において様々な市民参画を図るとともに、市議会とも十分協議して作り上げており、施行10年を前にして改正する必要性はないと考える。

市民自治推進委員会の答申でも同様の指摘がなされているように、市民自治をさらに推進するためには、まず条例の運用面の工夫を一層図ることを考えるべきである。

以上

平成28年（2016年）7月13日

吹田市自治基本条例見直し検討会議会長 春藤 尚久

【図表10】吹田市市民自治推進委員会の答申

平成28年7月4日

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市市民自治推進委員会

委員長 岡 絵理子

吹田市自治基本条例の見直し検討について（答申）

平成27年8月4日付け27吹ま自第236号で諮問のありました吹田市自治基本条例第30条第2項に基づく自治基本条例の見直し検討について、下記のとおり答申します。

記

吹田市自治基本条例のうち、市民参画及び協働に関する条項について見直し検討を行うことが諮問されました。私たち吹田市市民自治推進委員会では、市民参画及び協働に関する条項は、吹田市自治基本条例のすべての条項が関係すると判断し、第7章（市民参画及び協働）に限ることなく、前文を含めすべての項目について、慎重に見直し検討いたしました。

その結果、別添「吹田市自治基本条例見直し検討過程」とおり、多くの課題が見受けられました。しかし、先だって平成27年に実施しました、「市民自治の推進に向けてのアクションプラン」の進行管理において、十分な結果を得られることができませんでしたので、今は自治基本条例の見直しをするのではなく、その前に行うべきことがあるという結論に達しました。

自治基本条例施行から10年が経過するにも関わらず、吹田市における市民自治意識が低いと委員全員が感じております。市民自治推進委員会で検討課題として用意されている「吹田市自治基本条例の存在を市民に広く知らしめる」ことは、委員会で取り組むべき本来の目的ではなく、市民自治そのものが市民に広く浸透することが目的です。

そのためには、まず、下記の事柄について取り組む必要があります。

1) 市民自治推進室が市民自治を唱えるだけでなく、吹田市のすべての部署が、それぞれの様々な政策の中で、市民を協働の主体と位置づけ、市民の意見を汲み取り、市民の自主的な行動を促すよう工夫する必要があります。そのような、庁内の体制づくり・指針等の実効性確保が重要です。

2) 吹田市は、市民と市の協働だけでなく、市民と市民、市民と企業・各種団体などとの協働を実現するために、居場所、出会いの場の確保、市民等の学ぶ機会の充実、それらが発意する新たな協働へのサポートの検討を行うことにより、市民等の公益活動へ結びつく可能性のある様々な活動の芽を育む姿勢を心がける必要があります。

3) 吹田市は、様々な局面で市民に対しメッセージを発していますが、十分に伝わっていません。情報が伝わって初めて意味を持つことを意識し、多様な情報提供媒体を通した市政全般に関する情報提供の充実を図るとともに、広報パンフレットやホームページのわかりやすさ、デザイン性を高めるなど、その方法に更なる工夫が必要です。

以上

（２）市民公益活動の促進

自治基本条例施行後に策定された市民公益活動促進に関する基本方針等に基づき、市民公益活動審議会等とも協働しながら市民公益活動の促進に努めてきた（図表11）。

平成20年（2008年）には協働によるまちづくりを進めるため、みんなで支えるまちづくり基金を設置し、後に同基金への寄附にふるさと納税制度を活用することで基金の充実を図った。また、市民公益活動団体を支援し育てるため、平成17年（2005年）度から実施している市民公益活動促進補助金制度について基金を財源に補助金を200万円から300万円に増額するとともに、交付団体の活動パネル展の開催など制度のPRに努めた。

さらには既存の市民活動保険の対象とならない疾患の発症等により死亡、重度の障害状態になった場合に見舞金を支給する制度、平成28年（2016年）度には市民公益活動の活性化と市民主体の活力ある地域社会の実現を図ることを目的として新たに地域住民居場所づくり活動補助金制度及び市民公益活動センター使用料補助金制度を創設した。

市民公益活動促進に関する10年の取組の中で最も大きなものは市民公益活動センターの開設である。平成21年（2009年）8月に（仮称）市民公益活動拠点施設の運営等のあり方を市民公益活動審議会に諮問、平成23年（2011年）9月の答申をもとにして、12月に市民公益活動センター条例を制定、翌年9月、阪急南千里駅前に公設民営の施設としてオープンするに至った。同センターは、会議室など市民公益活動団体の活動拠点となる場の提供、市民公益活動に関する各種相談講座の開催、ニューズレター、ホームページなどによる情報提供、市民公益活動団体相互や地域社会などとの交流・連携を図るイベントの開催、地域活動の担い手を育成するための学び舎「eN カレッジすいた」を開講するなど市民公益活動促進の拠点としての役割を担っている。



市民公益活動センター

【図表11】 自治基本条例施行後の市民公益活動促進に関する主な取組

年 月	内 容
平成19年（2007年）3月	市民公益活動促進に関する基本方針策定
平成20年（2008年）3月	みんなで支えるまちづくり基金設置
平成20年（2008年）12月	みんなで支えるまちづくり基金への寄附にふるさと納税制度を活用
平成22年（2010年）7月	市民活動災害見舞金制度創設
平成23年（2011年）12月	市民公益活動センター条例制定
平成24年（2012年）9月	市民公益活動センター（愛称：ラコルタ）供用開始
平成28年（2016年）4月	地域住民居場所づくり活動補助金制度創設 市民公益活動センター使用料補助金制度創設
平成28年（2016年）10月	府から特定非営利活動法人設立認証等事務の権限移譲

(3) 地域コミュニティの支援

地方分権改革が進む中、審議会等とも協働しながら地域コミュニティ活動の支援に努めてきた（図表12）。

自治基本条例施行前から、大きな仕組みづくりとして、地域の多様な団体で構成されるまちづくり協議会の設立を中心とした「協働のまちづくり」を進めてきたが、同協議会設立のメリットが明らかでないことなどから、議会や地域住民の理解が得られず、事業は停滞していた。平成23年（2011年）に新たな市政となると、地域自治組織の代表を選挙（住民投票）で選び、組織には一定の権限と財源を移譲し、地域のことは地域で決めるシステム（（仮称）地域委員会制度）の構築が政策課題となった。その後、研究会を立ち上げて議論した結果、一定の構成員を包摂していれば既存組織（自治団体協議会等）でもよく、民主性の担保として選挙に代わり住民誰もが意見を言える開かれた総会の設置を義務付けるなど、研究会の意見を取り入れる形でモデル実施の制度設計を固めた。平成27年（2015年）に再び市政の交代が起きると、モデル実施前提のスケジュールに追われるのではなく、本市にとって本当に望ましい地域自治のあり方について議論を深めるため、モデル実施は中止し、引き続きこれまでの議論を生かしつつ課題を検討することとなり、平成28年



千里山コミュニティセンター

（2016年）度に研究会の考える吹田にふさわしい地域自治のあり方を検討意見集としてまとめ、公表した（60、61ページ）。

この間、コミュニティ施設について、千里市民センターを移設、千一及び千里山コミュニティセンターを新設するなどの整備を図るとともに、連合自治会に支出する自治会活動補助金を継続しながら、一般財団法人自治総合センターの助成金を活用してコミュニティ活動における備品整備を図るなどの新たな支援を行った。

【図表12】 自治基本条例施行後の地域コミュニティ支援に関する主な取組

年 月	内 容
平成19年（2007年）11月	地域コミュニティ検討市民会議の設置（～21年3月）
平成21年（2009年）4月	地域コミュニティ推進市民会議の設置（～23年3月）
平成23年（2011年）6月	（仮称）地域委員会の設立が政策課題となる
平成23年（2011年）11月	（仮称）地域委員会研究会の設置（～29年3月）
平成24年（2012年）9月	千里市民センター移設
平成26年（2014年）11月	千一コミュニティセンター開設
平成27年（2015年）3月	（仮称）地域委員会モデル実施ガイドブック（案）作成
平成27年（2015年）4月	千里山コミュニティセンター開設
平成27年（2015年）度	コミュニティ助成金交付事業開始
平成27年（2015年）6月	（仮称）地域委員会モデル実施が中止となる
平成29年（2017年）3月	すいたの地域自治のあり方検討意見集作成

2. 「市民自治の推進に向けての提言」に対する取組

平成 22 年（2010 年）12 月、市民自治推進委員会から「市民自治の推進に向けての提言」を受けた。その中で委員会から、「本提言を踏まえて、どのような取組がなされ、どのような成果がもたらされたかを、いずれかの時期に、市民自治推進委員会に報告すること」が求められたため、委員会の意見を聴取しながら平成 25 年（2013 年）度～27 年（2015 年）度の三カ年を計画期間とする「市民自治の推進に向けてのアクションプラン～提言を受けて～」を策定し、市として提言内容の実現に取り組んできた。その結果を含めて提言項目ごとにこれまでの取組を述べる。

（1）情報提供に関する事項

① 自治基本条例それ自体に関する情報提供の充実

【提言内容】

『平成 21 年度（2009 年度）吹田市市政モニタリング調査報告書』によると、市民の自治基本条例の認知度は、「条例の内容を知っている」と「条例の内容は知らないが、名前は知っている」と合わせて 20%程度であり、7 割以上の回答者が、「条例の内容も名前も知らない」と答えているのが現状である。自治基本条例の存在やその内容についての市民に対する情報提供をより充実させ、市民の自治基本条例の認知度を高めるよう努めることが望まれる。

【提言に対する取組結果】

自治基本条例の認知度を高める一つの方策として、平成 23 年（2011 年）度は講演会等を開催したが、市民自治推進委員会と協働で「市民自治の推進に向けてのアクションプラン～提言を受けて～」を策定する中で、一回性の啓発方法より、市民に見てもらえる印刷物を作成するほうが効果的ではないかとの意見を受け、各種啓発印刷物を作成するなどして「協働」などの条例理念の啓発を図ってきた（図表 13）。

結果、平成 28 年（2016 年）度市政モニタリング調査における「協働」の認知度（「「協働」という言葉の内容を知っている」「「協働」という言葉の内容までは知らないが、言葉は知っている」と回答した割合）は、平成 21 年（2009 年）度調査の 30.8%から 6.6 ポイント上昇して 37.4%となった（図表 14）。本書では詳細なデータは割愛したが、性別では、女性（34.0%）より男性（41.9%）のほうが 7.9 ポイント高く、年齢別では、「70 歳以上」が 44.0%と最も高く、次いで「50 歳代」が 41.3%となっていた。

自治基本条例自体の認知度（「条例の内容を知っている」「条例の内容は知らないが、名前は知っている」と回答した割合）については、5 ページで詳述したように 19.9%から 2.1 ポイント低下した。

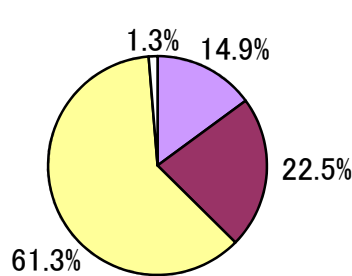
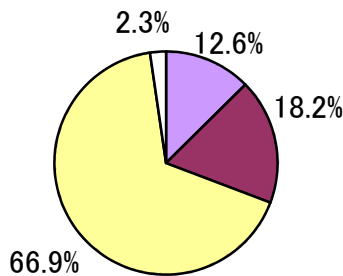
【図表 13】 自治基本条例啓発に関する主な取組

年 度	内 容
平成 23 年（2011 年）度	講演会「参画と協働で市民が担う吹田のまちづくり」の開催
	講演会・パネルディスカッション「まちづくりシンポジウム～いつまでも住み続けたい都市(まち)吹田～」の開催
平成 24 年（2012 年）度	「協働の事例集すいた2013」の発行
平成 26 年（2014 年）度	啓発ポスターの掲示（公共施設、中学校）
	啓発チラシの配付（公共施設）
	市民活動の事例集「人とのつながりが楽しいから」の発行
平成 27 年（2015 年）度	啓発パンフレットの配付（公共施設、公益活動団体等）
	啓発ポスターの掲示（市内大学・駅）
	啓発チラシの配付（各種講座受講者等）
	職員派遣講座（出前講座）の実施
平成 28 年（2016 年）度	啓発チラシの自治会回覧
	市報への啓発記事掲載
	職員派遣講座（出前講座）の実施

【図表 14】 「協働」の認知度（市政モニタリング調査）

【平成21年度(n=1,305)】

【平成28年度(n=1,197)】



- 「協働」という言葉の内容を知っている
- 「協働」という言葉の内容までは知らないが、言葉は知っている
- 「協働」という言葉を知らない
- 無回答



啓発ポスター・チラシ・パンフレット

② 市民参画・協働の機会に関する情報提供の充実

【提言内容】

現在、ホームページや市報すいたで審議会等の市民公募の情報やパブリックコメントの実施に関する情報の提供を行っているが、市民の興味を喚起するために、情報の提供の仕方に一層の工夫をすることが求められる。また、市民が、市民参画や協働の意義をより深く理解できるようにするために、市民参画や協働の具体的な事例やその成果を、多様な媒体を通して広報することに努めるべきである。

【提言に対する取組結果】

審議会等の市民公募やパブリックコメント情報は、既述した自治基本条例の啓発チラシなどでPRするとともに、ホームページの改善を図るなどの取組を行った。また、パブリックコメントについて、市民がより意見を提出しやすくなるよう、工夫を行ってきた（図表 15）。

イベント等の市民参画・協働の取組については、ホームページや市報すいたに加え、広報番組を通して市民に周知するとともに、市民参画や協働の具体的な事例について、市民に取材のうえ事例集を作成し、市報やホームページなどを通じた広報に努めた（図表 16）。



パブリックコメント情報専用ラック(右)

【図表 15】 審議会等の市民公募・パブリックコメント情報の提供に関する主な取組

年 度	内 容
平成 23 年（2011 年）度	パブリックコメント情報専用ラックの設置（情報公開担当室前）
平成 25 年（2013 年）度	ホームページでの審議会等の公募情報公開時期を募集の3か月前から6か月前に変更 パブリックコメントの提出方法にホームページのフォーム入力を追加
平成 27 年（2015 年）度	eN カレッジすいた修了生への公募情報提供開始
平成 28 年（2016 年）度	パブリックコメント意見提出用紙に記載例を追加 パブリックコメントについて障がい者に配慮した提出方法（代筆や点字等）を追加※

※平成 29 年度意見募集から適用

【図表 16】 これまでに発行した協働の事例集等

年 度	タイトル	発行者
平成 24 年（2012 年）度	協働の事例集すいた 2013	市民自治推進委員会 地域自治推進室
平成 26 年（2014 年）度	市民活動の事例集 「人とのつながりが楽しいから」	市民自治推進委員会 市民公益活動センター 地域自治推進室
平成 27 年（2015 年）度	「協働(コラボ)de ブラボ！」※	市民公益活動センター

※前年作成の事例集に市民公益活動センターが事例を追加し、再構成して発行。



協働の事例集等

③ 市政全般に関する情報提供の充実

【提言内容】

現在、ホームページで各室課の業務やイベント情報等に関する情報を提供しているが、市民にとっては理解しにくいものもあり、また、ホームページのどこに必要な情報が掲載されているのか分からず、必要な情報に到達することが困難な場合も少なくない。市民にとって理解しやすい表現を用いた情報提供に努めるとともに、サイト全体の構成に一層の工夫を凝らすことが求められる。

【提言に対する取組結果】

各室課の業務やイベントなどの情報提供は、当該室課においてホームページを管理運営しながら行っているが、ホームページ全体の構成や情報の分類方法については、広報課において市民意見をホームページ等で募集するとともに、公募市民も参画する広報懇談会の意見を聴取するなどし、市民が知りたい情報に簡単にたどり着けるよう、多面的な検討を行ってきた（図表 17）。

【図表 17】 ホームページの充実に関する主な取組

年 度	内 容
平成 24 年（2012 年）度	トップページのデザイン等の変更
平成 25 年（2013 年）度	ホームページで公開中の計画や指針、報告等へのリンクをまとめた「その他の計画・指針・報告」ページの作成
平成 26 年（2014 年）度	各室課のよくある質問と回答をまとめた FAQ ページの作成
平成 27 年（2015 年）度	システムのバージョンアップ、トップページのデザイン等の変更、リンク整理等の改修 市民がよく利用するページをカテゴリーごとにまとめた「くらしの情報」のトップページ掲載
平成 28 年（2016 年）度	トップページのスライダー画像や「大切なお知らせ」で重要な情報を発信

④ 情報提供方法の多元化と多様な情報提供媒体相互の連携の強化

【提言内容】

市報すいたやホームページでの情報提供に加えて、登録制による携帯電話への情報送信など、多様な情報提供方法を検討すべきである。また、市報すいたの記事にQRコード（注※）を付け、そこから携帯版サイトの関連ページにリンクするようにするなど、情報提供媒体相互の連携を強化することが望まれる。


※…高速読み取りを可能にした二次元バーコード

【提言に対する取組結果】

提言後、以下のとおり多様な情報提供方法を検討し、実施してきた。また、提言に基づき、市報すいたの記事にQRコードを付けるなど、情報提供媒体相互の連携強化を行った（図表 18）。

【図表 18】情報提供方法の多元化等に関する主な取組

年 度	内 容
平成 23 年 (2011 年) 度	RSS※、ツイッターの活用
平成 24 年 (2012 年) 度	フェイスブックの活用
平成 26 年 (2014 年) 度	市報すいた記事 (一部) へのQRコード、メールアドレス、検索ワードの記載
平成 27 年 (2015 年) 度	広報番組のYouTube 配信
	ホームページトップページのスマートフォン専用表示

※RSS (RDF (Resource Description Framework) Site Summary) …サイトの更新情報を逐一サイトに訪問せず、一覧表示で知ることができる技術。市では「新着のお知らせ」、「事業者向け新着お知らせ」、「催し物」、「人事募集」、「パブリックコメント募集」、「傍聴できる会議等の開催日程」の掲載ページにRSSのマークを付け、更新情報を提供。

⑤ わかりやすい／理解しやすい情報提供方法の工夫

【提言内容】

ホームページは概ね2年に一度リニューアルを実施しており、現在、次回のリニューアルに向けての検討会や作業部会を立ち上げ、検討をしていると聞いているが、その検討に当たっては、市民にわかりやすいホームページになるよう、多面的に検討すべきである。また、市報すいたの紙面構成に関しても、市民にとってのわかりやすさの向上という観点から、さらなる工夫が望まれる。市報すいたに関してはまた、市民参画という観点から、市民編集委員に紙面の一部の企画や編集を担当してもらう取り組みを、さらに推進すべきである。

【提言に対する取組結果】

市民にわかりやすいホームページ、市報すいたとするため、市民アンケートや市民から寄せられる問い合わせ、市報すいたについて寄せられたハガキなども参考としながら、理解しやすい情報提供に向けた工夫を行ってきた (図表 19)。

提言に挙げられた成人による市民編集委員を交えた紙面づくり (平成 22 年 (2010 年) 度の特集で実施) は継続して行わなかったが、現在、広報懇談会で市報すいたの企画や内容の評価などの意見を聴きながら進めるとともに、昭和 57 年 (1982 年) 度から小学 4～6 年生で構成することも記者を公募し、市内の施設や事業などを取材する「こどもすいた」を毎年実施し、小学生目線で取材や記事校正を行うことで、子どもにもわかりやすい紙面構成に努めている。

なお、視覚障がい者向けの声と点字版の市報すいたの作成に当たって、視覚障がい者をはじめ関係機関を集めた懇談会の実施や、視覚障がい者をつながりのある市内のボランティア団体に点訳作業を依頼するなど、利用者の意見を反映させやすい仕組みづくりにも取り組んでいる。

【図表 19】わかりやすい情報提供方法の工夫に関する主な取組

年 度	内 容
平成 24 年（2012 年）度	市広報番組（リポーター及びナレーション）への学生参加（アクションプラン三カ年で延べ 125 人参加）
平成 25 年（2013 年）度	障がい者や高齢者など誰もが見やすいホームページとするための職員向けウェブアクセシビリティ研修の実施
	読者向けクイズを活用した市報への意見・感想の募集
	視覚的効果を高めるため、写真の拡大・使用枚数を増加
	市報に掲載しきれない市の情報を広報番組、フェイスブック、ツイッターに掲載しているため、各種媒体への誘導文を記載
平成 26 年（2014 年）度	ウェブアクセシビリティ試験の実施
	市報すいたのリニューアル
平成 27 年（2015 年）度	ホームページのリニューアルに伴い、市報でトップページの使い方や新機能を紹介
	視覚的効果を高めるため、市報表紙の全面写真化・パンチ穴を廃止
平成 28 年（2016 年）度	市報のカラー面で写真を多用した特集ページを増加



市報すいた表紙



吹田市ホームページトップページ

⑥ それぞれの市民の情報ニーズに対応した情報の提供

【提言内容】

これまでの吹田市の広報は、同一内容の情報が、すべての市民に等しく伝達されることに重きを置いてきたように思われる。今後は、そうした全市民を対象とした広報に加えて、例えば、環境問題に関心のある市民に環境問題についてのシンポジウムの案内を送るといった、それぞれの市民の情報ニーズに応じてカスタマイズされた情報提供の仕組みを構築することを検討すべきである。

【提言に対する取組結果】

第2期情報化推進計画に基づき、多様な市民ニーズに対応するため、メーリングリスト、RSS、カレンダー、トップページのカスタマイズなど様々な機能について検討した。多くは管理・運用の複雑さやシステム開発にかかる経費の面で実施が困難な状態にあるが、以下のとおり取り組んできた（図表 20）。

【図表 20】市民ニーズに応じた情報提供に関する主な取組

年 度	内 容
平成 23 年（2011 年）度	RSS、ツイッターの活用
平成 24 年（2012 年）度	フェイスブックの活用
平成 26 年（2014 年）度	部長ブログの配信
平成 27 年（2015 年）度	市民がよく利用するページをカテゴリーごとにまとめた「くらしの情報」のトップページ掲載

部長ブログ

すいたん Twitter（ツイッター）

(2) 協働事業の評価に関する事項

① 協働事業のそれ自体の評価の実施

【提言内容】

協働事業に関しては、なぜその事業を協働で行うのかを明確にし、事業それ自体の達成目標だけではなく、その事業を協働で実施することの意義をも、行政と協働の相手方が十分に共有できている事が大切である。そうした観点から、協働の相手方に、その事業を行政と協働で実施したことをどのように評価しているのかを、事後的に聞き取り評価調査すること等を含めた、協働事業の評価の実施を検討されたい。

【提言に対する取組結果】

提言を踏まえ、協働事業の評価を行ってきた（図表 21）。

平成 24 年(2012 年)度から市全体の協働事業の状況を把握するため、「協働の状況調査」を開始し、その後、市民自治推進委員会と協働で調査の回答も参考にしながら事業を選び、協働の相手方市民に対して当該事業を行政と協働で実施したことをどう評価しているのかなどを聞き取り、「協働の事例集」としてまとめた。平成 26 年

(2014 年) 度には、同委員会及び市民公益活動センターと協働し、事例の対象を市民同士の協働にも拡大し、「市民活動の事例集」を作成した。

平成 27 年 (2015 年) 度には、より幅広く協働事業の評価を行うため「協働の状況調査」の中から五つに分けた協働の形態ごとに全 50 事業を選び、自治基本条例（第 3 条第 3 号及び第 23 条）で定める「協働」がうまく実践できたかなど 6 項目を 5 段階で評価する「協働事業の振り返り調査」を市民・行政の双方に対して行った。結果は概ね良好だったが、協働の形態別平均点で見ると「政策提言・意見聴取」すなわち審議会等との協働で、市民側が付した点数が他の形態に比し、低かった（図表 22）。

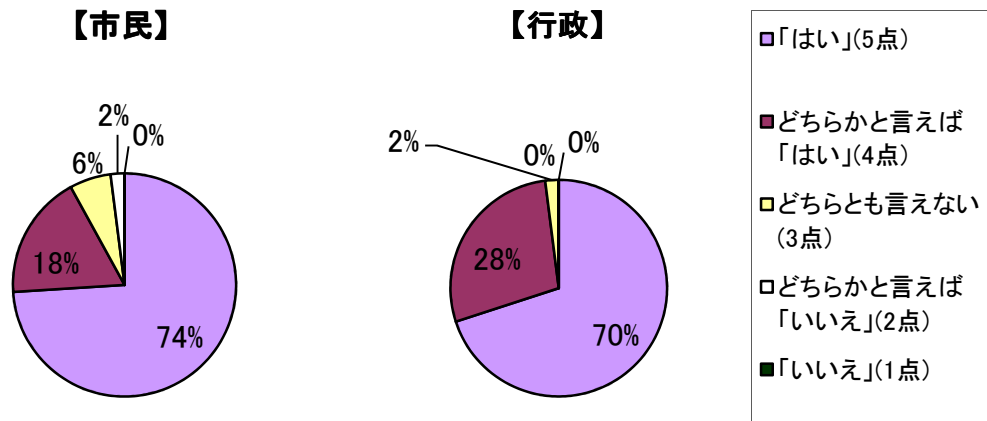
また、平成 28 年 (2016 年) 度には、「協働の状況調査」に、「協働の結果、事業の目的を実現することはできたか」「協働の相手方（担い手）は適正だと思うか」などの項目を追加した。結果は両項目とも 98%を超える極めて高い数値となった（図表 23）。

【図表 21】 協働事業の評価に関する主な取組

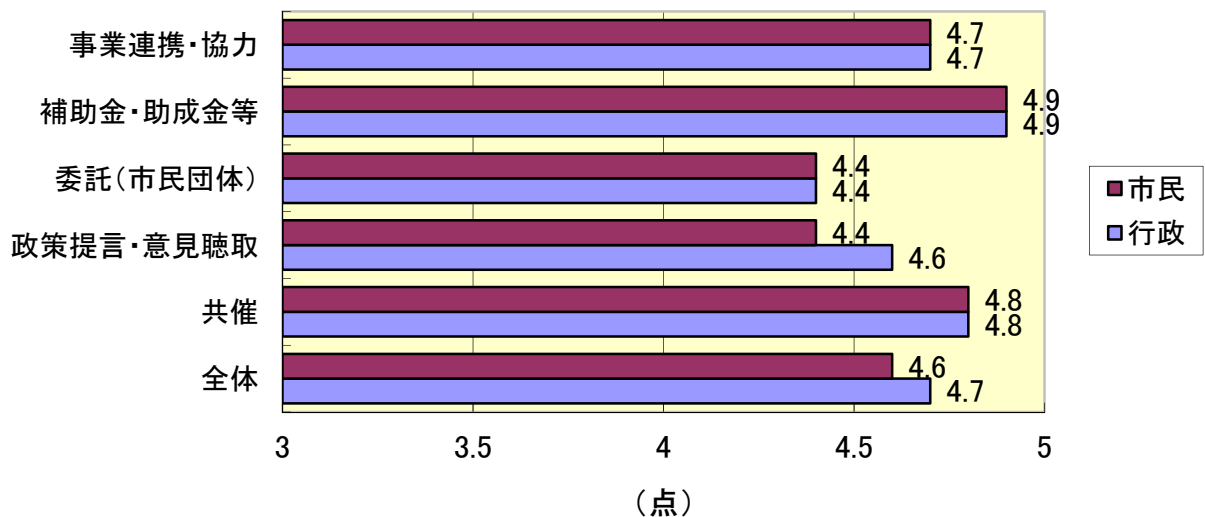
年 度	内 容
平成 24 年 (2012 年) 度	「協働の状況調査」開始
	「協働の事例集すいた2013」発行
平成 26 年 (2014 年) 度	市民活動の事例集「人とのつながりが楽しいから」発行
平成 27 年 (2015 年) 度	「協働事業の振り返り調査」実施
平成 28 年 (2016 年) 度	「協働の状況調査」に協働の相手方の評価項目を追加

【図表22】 協働事業の振り返り調査結果（平成27年度）（n=50）

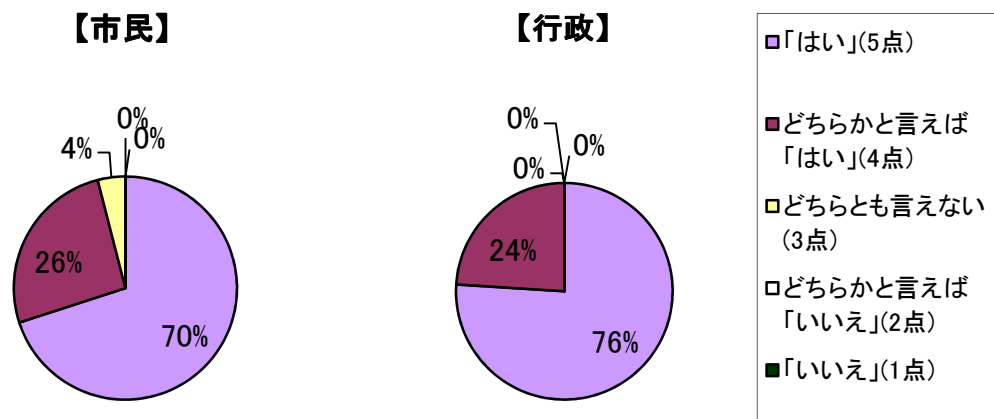
① 協働の相手方と事業目的を十分に共有しながら事業を行ったか？



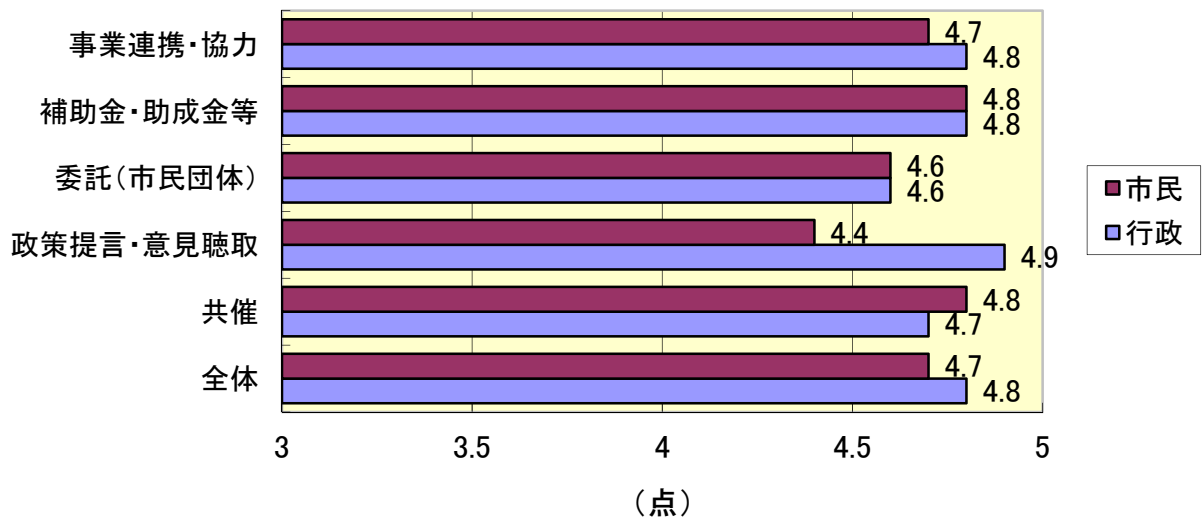
協働の形態別平均点数



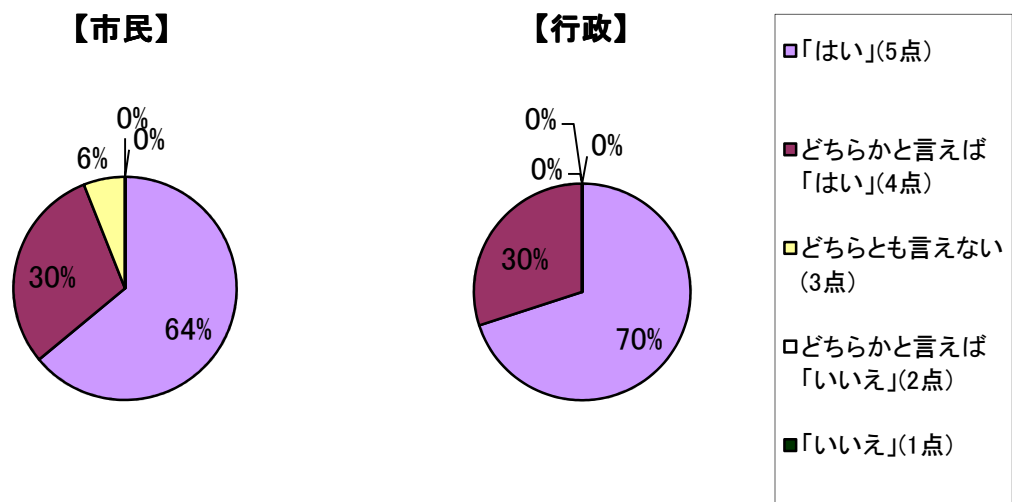
② 役割と責任を自覚しながら事業を行ったか？



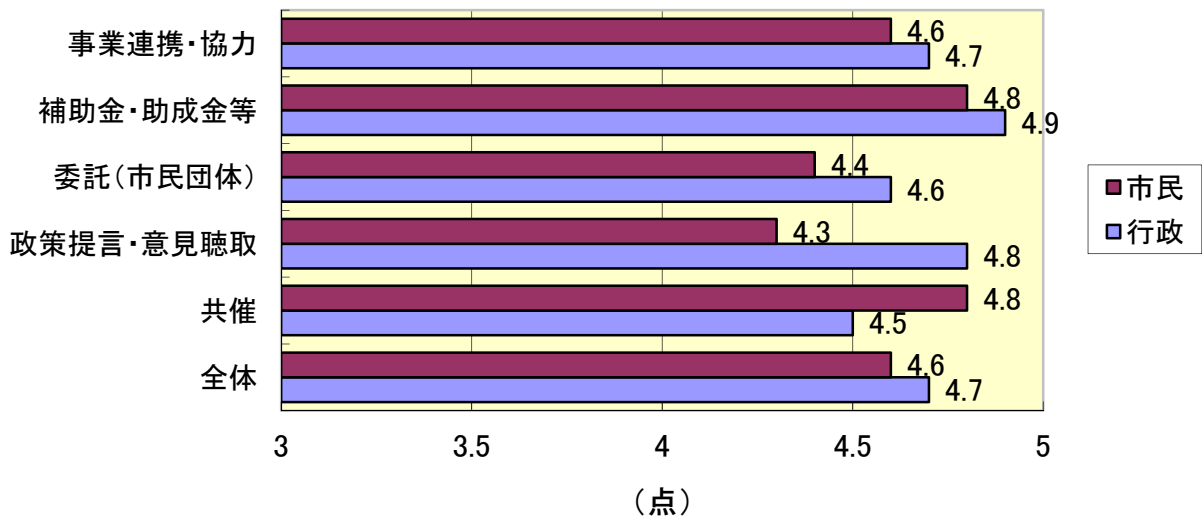
協働の形態別平均点数



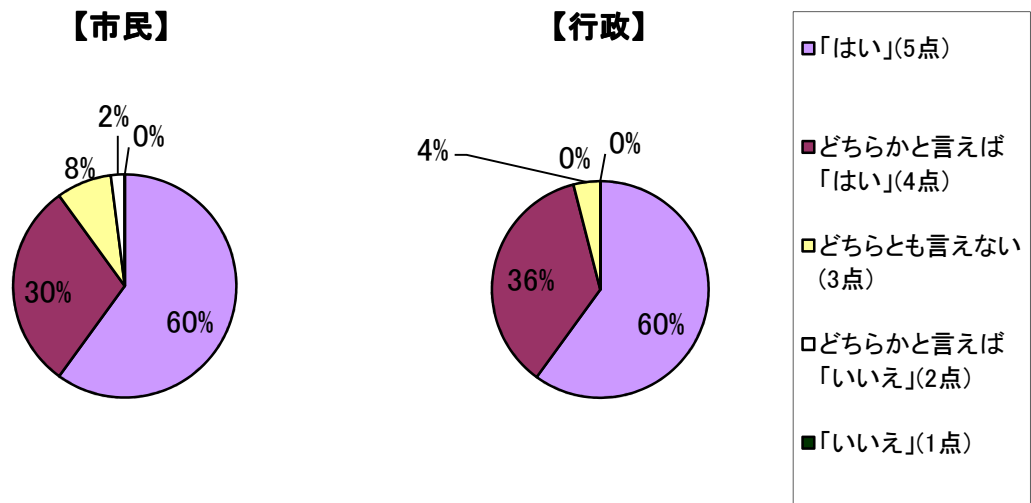
③ 相手の立場も尊重しながら協力して事業を行ったか？



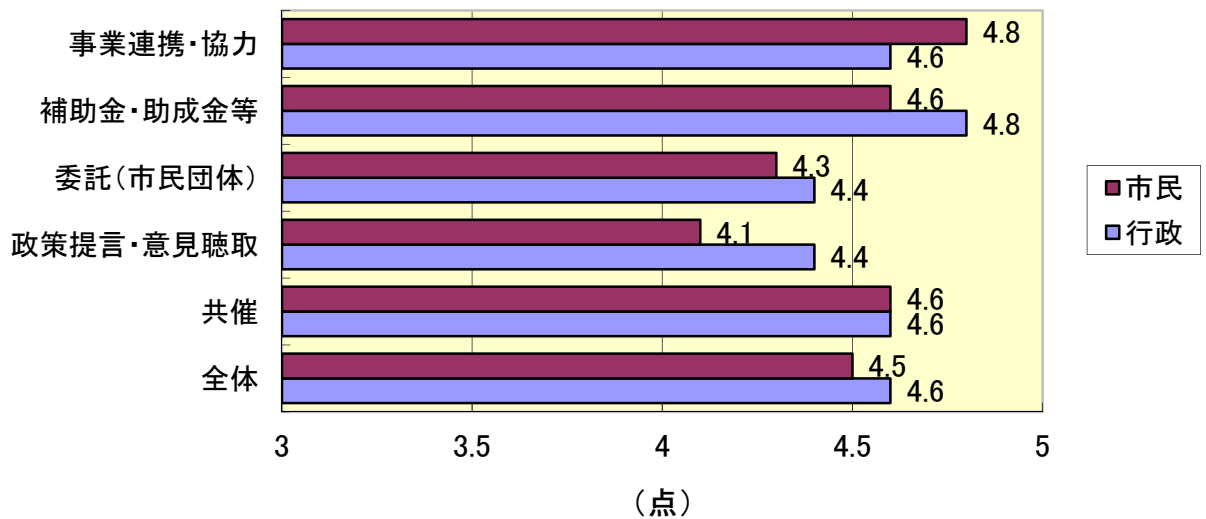
協働の形態別平均点数



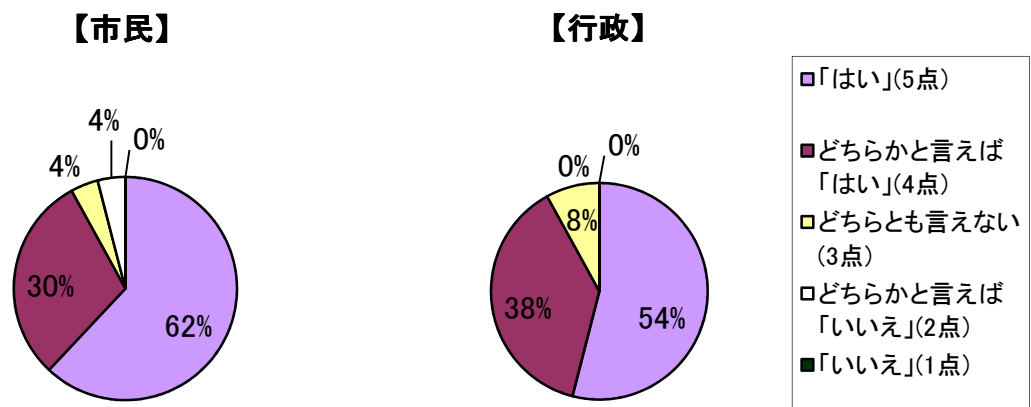
④ 相互理解と信頼関係に基づき、事業に取り組めたと思うか？



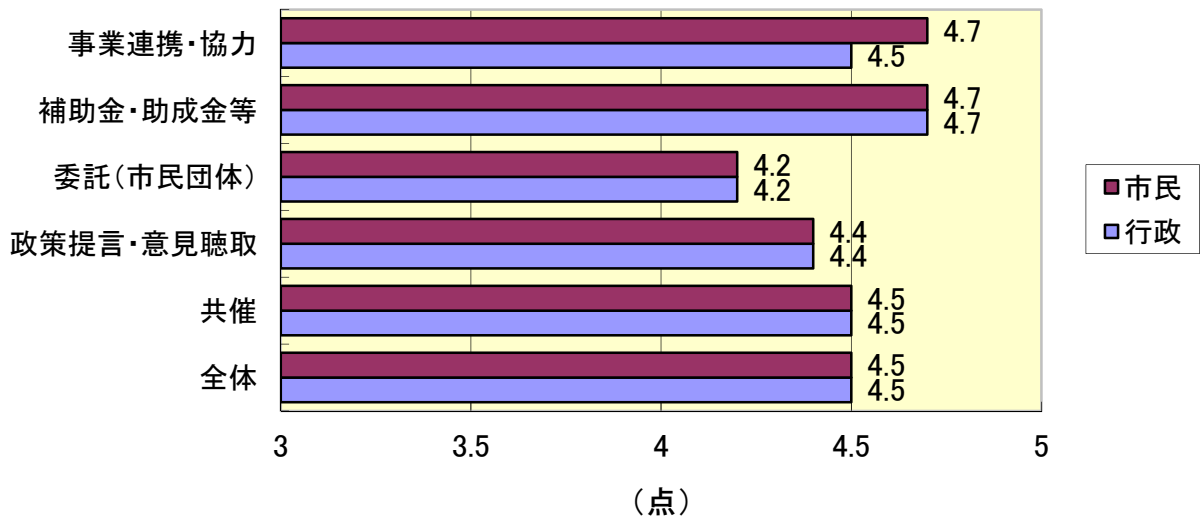
協働の形態別平均点数



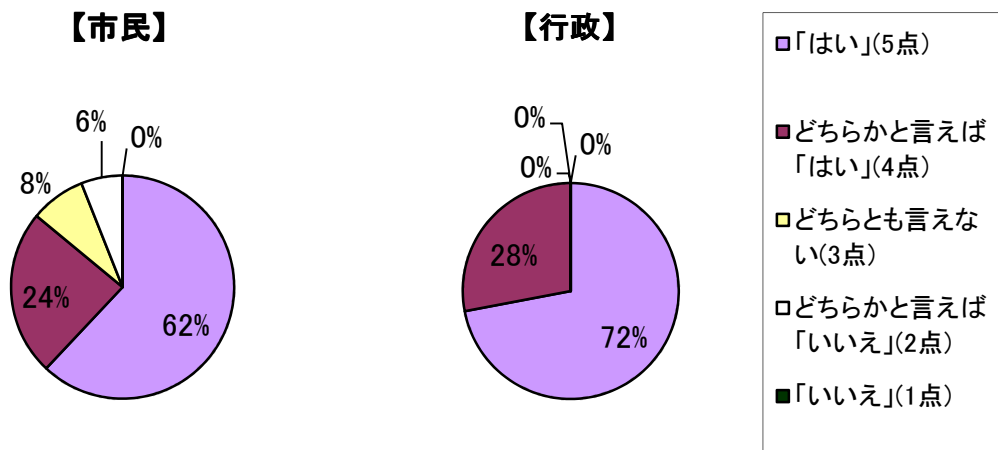
⑤ 市民の自発的な活動が支援されたか？
市民の自主性が損なわれることはなかったか？



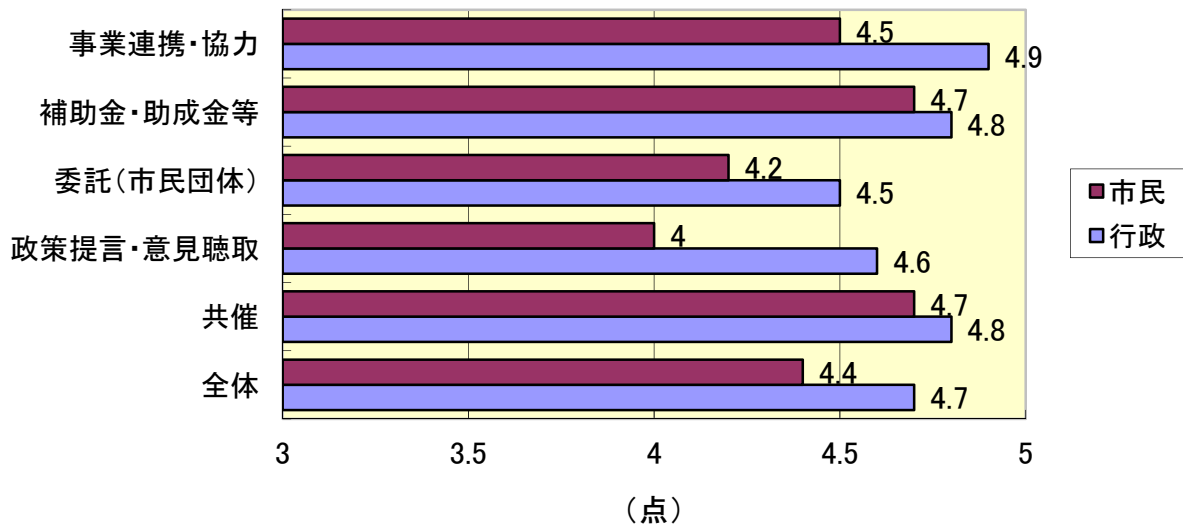
協働の形態別平均点数



⑥ 協働の結果、事業の目的を実現することはできたか？



協働の形態別平均点数



【図表23】 協働の状況調査結果（平成28年度）

① 対象事業

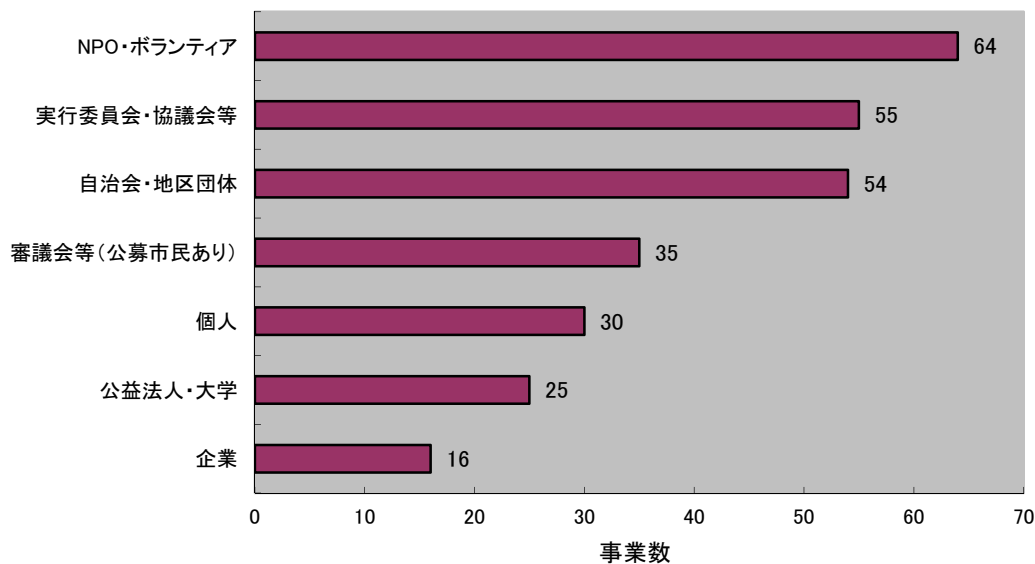
担当室課が自治基本条例第3条に定める「市民」「協働」の定義に該当すると判断し、協働事業と位置づけている事業。

② 回答事業数 204（休止中2事業含む）

③ 担当部別 事業数

地域教育部 34 都市魅力部 33 福祉部 31 市民部 30 総務部 18
 都市計画部 13 児童部 11 健康医療部 8 環境部 8 土木部 8 水道部 6
 下水道部 1 消防本部 1 学校教育部 1 選挙管理委員会事務局 1

④ 協働の相手方種別（複数回答 n=279）



[定義]

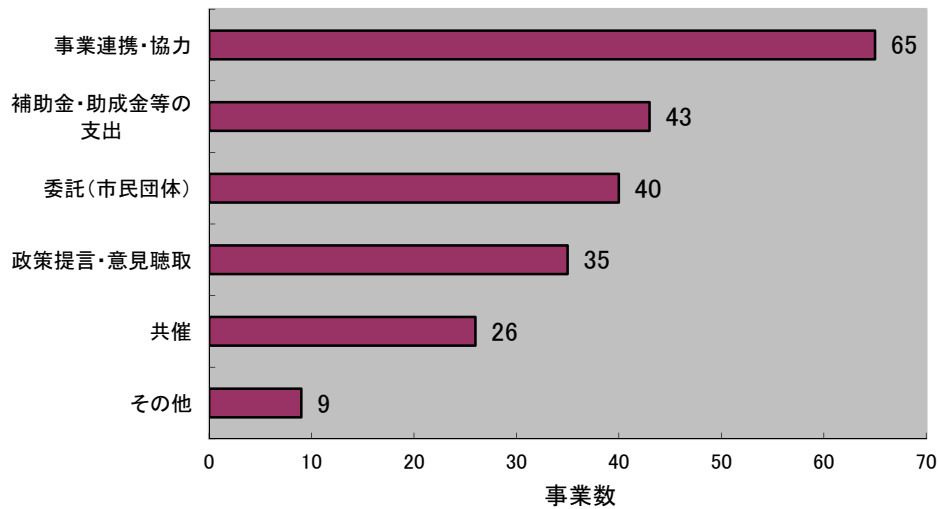
実行委員会・協議会等 →その他の名称として運営委員会が考えられるが、地区に特化したものは地区団体に当たる。

自治会・地区団体 →自治会など地区ごとに組織される団体を指すが、全地区で組織されている必要はない。（例：地区福祉委員会、地域教育協議会、青少年対策委員会、PTA、施設の運営委員会など）

審議会等 →公募市民が参画している審議会等（懇談会の位置付けを含む）を指す。

公益法人・大学 →社会福祉法人、社団法人、財団法人等を指す。

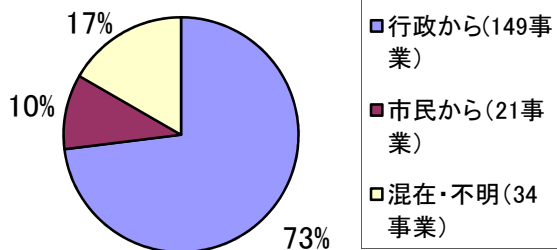
⑤ 協働の形態別（複数回答 n=218）



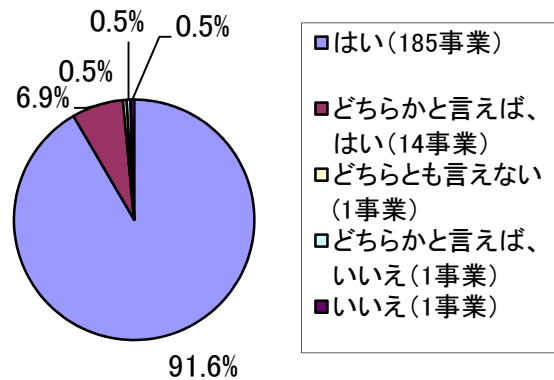
[定義]

事業連携・協力 →市民と行政相互のパートナーシップ（協力関係）で行われる事業。
 委託 →指定管理を含むが、行政側の財政的な負担軽減のみを目的とする民間委託は除く。
 共催 →市民と行政が主催者となって行うイベント等を指す。

⑥ 協働の呼びかけはどちらからか？

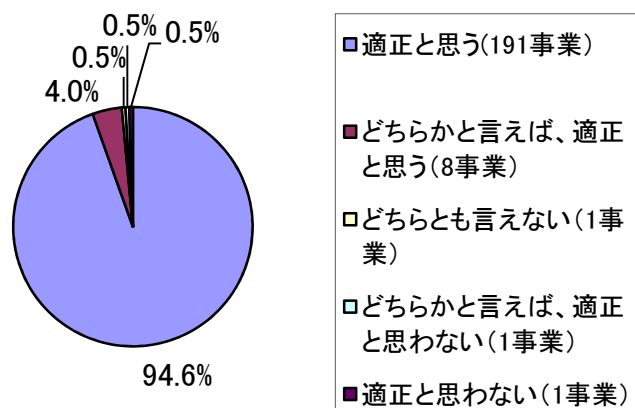


⑦ 協働の結果、事業の目的を実現することはできたか？



⑧ 協働の相手方（担い手）は適正だと思うか？

適正と思わないと回答した2事業について、担い手の変更予定を聞いたところ、「変更を検討、検討予定」「変更できるが検討していない、検討する予定はない」がそれぞれ1事業であった。



② 「協働の推進」という観点からの事業仕分け評価の実施

【提言内容】

吹田市においては既に、事業を実施するうえでの最適な担い手を検証するという観点に立った評価委員会による「事業仕分け評価」が実施され、これまでは行政が単独で実施してきた事業を、行政と市民団体等との協働で実施するようにする等の仕分け結果が公表されている。今後は、この仕分け結果を踏まえた事業の実施方法の移行を着実に進めるとともに、その移行のために必要な、事業の「新たな担い手」を見出すことに努められたい。

また、評価委員会の仕分け結果の適切性を、市民の視点に立って再検討することも検討されたい。

【提言に対する取組結果】

事業を実施するうえでの最適な担い手を検証する「事業仕分け評価」は、平成 24 年（2012 年）度から「行政評価」の中で取り組んできた。また、市民の視点に立った事業の適切性の検討については、③のとおり市民との協働による行政評価システムを構築し、実施してきた。

なお、事業の「新たな担い手」を見出す一助とするため、「吹田市市民公益活動団体ガイドブック」※を作成し、各室課に紹介している。

※市内で活動する市民公益活動団体を紹介した冊子。平成 24 年（2012 年）度からは市民公益活動センターで発行。

③ 協働による行政評価

【提言内容】

吹田市では現在、行政評価として「事務事業評価」と「施策評価」を実施しているが、そのいずれもが、行政のみによって行われており、行政評価への市民参画や、市民と行政との協働による行政評価は実施されていない。

「事務事業評価」については、事業の数が膨大であること等から、毎年すべての事業を市民と行政とが協働で評価することは不可能であるが、いくつかの事業を抽出して、それを市民と行政が協働で評価することは十分に可能である。また、「施策評価」についても、毎年全施策を市民と行政と協働で評価することは、時間の制約上困難であるとしても、いくつかの施策を抽出して、それを市民と行政が協働で評価することは十分に可能である。

評価結果をどのように活用していくかについての検討を踏まえ、出来るだけ早期に、市民と行政との協働による行政評価システムを構築することが望まれる。

【提言に対する取組結果】

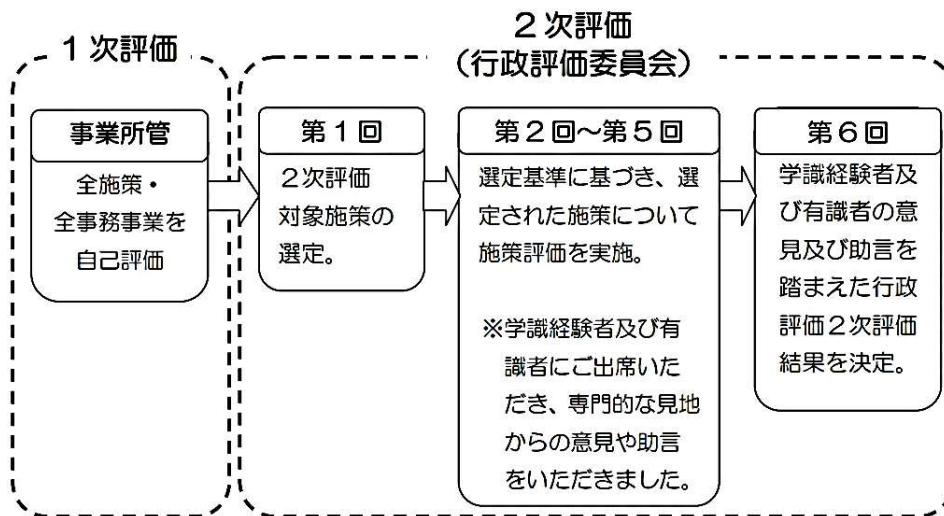
提言を踏まえ、協働による行政評価の実施に取り組んできた（図表 24）。

平成 25 年（2013 年）度から、行政評価委員会により選定された施策の 2 次評価について、外部評価を踏まえた評価となるよう行政評価外部評価会議を別に開催した。平成 27 年（2015 年）度には、行政評価委員会の委員と行政評価外部評価会議の学識経験者及び有識者との直接の意見交換を可能とするため、統合して開催した（図表 25、26）。さらに、平成 28 年（2016 年）度からは、公募市民の行政評価委員会への参加を可能とし、さらなる行政評価の客観性・透明性の確保や市民との協働の推進を図った。

【図表 24】 協働による行政評価に関する主な取組

年 度	内 容
平成 25 年（2013 年）度	行政評価外部評価会議（学識経験者及び市内企業・NPO 代表者から構成）の設置（3 回開催）
平成 27 年（2015 年）度	行政評価委員会と行政評価外部評価会議の統合及び外部評価の開催を 3 回から 4 回に拡大
平成 28 年（2016 年）度	行政評価委員会への公募市民の参画

【図表 25】 行政評価の流れ（平成 27 年度）



【図表 26】 2 次評価対象施策一覧（平成 27 年度）

	所管部	施策名	事務 事業数
1	環境部	廃棄物対策の推進	14 事業
2	福祉保健部	共に生きる社会づくり	9 事業
3	地域教育部	社会教育施設等における生涯学習の推進	19 事業
4	人権文化部	女性に対するあらゆる暴力の根絶のための基盤づくり	3 事業
5	こども部	配慮を必要とする家庭への支援／児童虐待の防止	4 事業

(3) 新たな協働の仕組みの構築に関する事項

① まちづくり公社、市政サポーター、ボランティア・バンク等の協働の仕組みの導入可能性の検討

【提言内容】

新たな協働の仕組みの導入に際しては、行政との協働に取り組んでいこうという意欲を有する市民の活動実態が多様であることを十分に認識したうえで、先進市の事例をも参考にしつつ、吹田市に相応しい仕組みはどのようなものであるかを市民とともに検討したうえで、実効性のある、適切な仕組みを導入するようにすべきである。

【提言に対する取組結果】

提言を踏まえ、新たな協働の仕組みの導入に向けて取り組んできた（図表 27）。

平成 25 年（2013 年）度に大阪府内各市（30 市）の状況を調査したところ、提言に挙げられている市政サポーター制度等（イベント時のスタッフや公園の美化活動等ボランティアで市政をサポートできる市民を登録・一元管理し、市と協力して事業実施することを目的に創設した制度）を導入している市はなかった。

本市では各室課が個別的に適正な担い手と協働しながら事業を行っている。また、ボランティア活動をしたい方、ボランティアを頼みたい方に対しては、社会福祉協議会（ボランティアセンター）や市民公益活動センターにつなぎ、様々なサポートを行うとともに、平成 28 年（2016 年）度で 277 の市民公益活動団体を紹介した冊子「吹田市市民公益活動団体ガイドブック」を市民公益活動センターから発行し、協働の推進に活用している。

吹田市にふさわしい新たな協働の仕組みとして、13 ページで既述したように平成 23 年（2011 年）度から地域団体の代表や公募市民等で構成される（仮称）地域委員会研究会を立ち上げて検討してきた。予定していた（仮称）地域委員会モデル実施は中止し、新たな協働の仕組みの実現は見えていないが、研究会の考える吹田市のあるべき地域コミュニティの姿や市の地域支援策等の意見をまとめた「すいたの地域自治のあり方検討意見集」を作成した（60、61 ページ）。

【図表 27】 新たな協働の仕組みの導入に向けた主な取組

年 度	内 容
平成 23 年（2011 年）度	（仮称）地域委員会制度の検討開始
平成 25 年（2013 年）度	市民参画と協働に関する制度の大阪府内各市（大阪市・堺市を除く）状況調査
平成 27 年（2015 年）度	（仮称）地域委員会モデル実施中止
平成 28 年（2016 年）度	すいたの地域自治のあり方検討意見集作成

② NPO 等が継続的な事業展開を行っていただけるための仕組みの創設

【提言内容】

市が NPO 等との協働事業を実施するに際しては、市が負担する経費の削減を第一に考えるのではなく、新たな協働の担い手の創出や存続が可能な条件を整えることも、市が果たすべき重要な責務であることに留意すべきである。とりわけ、NPO は、その法人としての存続のために収入を確保しなければならず、その点において無償ボランティアとは異なることを十分に認識する必要がある。そのことを踏まえて、NPO との協働に際しては、適正な人件費や事務費を支弁すべきである。

あわせて、市民から NPO 等へ寄付を促進する仕組みの創設を検討すべきである。

【提言に対する取組結果】

市としては、経費削減を第一に考えて NPO 等と協働しているのではなく、より効果的に事業目的を果たすため、例えば高い専門性を要する業務はそれに適した技術を持つ団体と、特定の地域に根ざした業務は当該地元の団体と協働するなど、業務内容に応じて適正な契約をしてきた。また、NPO 等への支援については、平成 24 年（2012 年）度より市民公益活動センターを開設し、新たな協働の担い手の創出や NPO 等の存続に繋がるような相談、講座等を行っている。

NPO 等への寄附を促進する仕組みに関しては、すでに市の拠出金と市民の寄附金からなる「みんなで支えるまちづくり基金」があり、その一部を市民公益活動促進補助金、市民公益活動センター使用料補助金の財源に充て、市民公益活動を支援する一方で、ふるさと納税の活用などによる基金の充実にも取り組んできた。また、人件費や事務費を対象経費に含む補助金制度が、より効果的なものとなるよう、市民公益活動審議会の意見を参考に市報、ホームページ、チラシ等の内容を改善するとともに、市民公益活動促進補助金交付事業のパネル展の開催や、補助金交付事業（団体）への現場訪問を実施して活動を紹介するなど制度を PR した。さらに、大阪府知事より法人の設立認証申請等を行う場合の事務処理権限の移譲を受けることにより、市民の利便性の向上を図った（図表 28、29）。

【図表 28】 NPO 等への支援に関する主な取組

年 度	内 容
平成 24 年（2012 年）度	市民公益活動センター供用開始
平成 27 年（2015 年）度	市民公益活動促進補助金交付事業パネル展の開催
平成 28 年（2016 年）度	地域住民居場所づくり活動補助金制度創設
	市民公益活動センター使用料補助金制度創設
	府から特定非営利活動法人設立認証等事務の権限移譲

【図表 29】 市民公益活動に係る各種補助金

補助金名称	吹田市市民公益活動促進補助金		吹田市地域住民居場所づくり活動補助金	吹田市市民公益活動センター使用料補助金
目的・事業概要	市民公益活動団体が、市民主体の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に取り組み市民公益活動事業に必要な経費の一部を補助し、自立して事業展開できるよう活動の立ち上げ期等の支援を行う。		地域において高齢者、障がい者、子ども、女性等の住民が過ごすことのできる場を提供する活動であって、地域課題を解決するための市民公益活動も併せて実施する居場所づくり活動に、必要な経費の一部を補助する。 事業実施期間は、平成28年度～平成32年度の5年間の実施とし、他の事業との整理・統合や事業継続について判断する。	市民公益活動のために、市民公益活動センターを使用し使用料を支払った市民公益活動団体に対し使用料の一部を補助する。市民公益活動団体の活動拠点となる市民公益活動センターが使用しやすくなることで、市民公益活動がさらに活発となり市民力の強化につながることを目標とする。
平成28年度予算提案額	3,000千円		3,000千円	1,000千円
財源	みんなで支えるまちづくり基金		一般財源	みんなで支えるまちづくり基金
対象団体	市民公益活動団体や自治会などの地縁団体		市民公益活動団体や自治会などの地縁団体	市民公益活動団体 ※市民公益活動の促進に関する条例第10条第2項により、活動内容等を市長へ届している団体 平成27年度末現在295団体
対象経費	人件費（スタッフ賃金等）、報償費（講師謝礼等）、旅費、需用費（印刷や消耗品等）、役務費（通信運搬費や保険等）、使用料及び賃借料（会場借上料や活動拠点の賃借料等）、備品購入費等 ※ただし、活動拠点の賃借料は、他の事業でも使用している場合は対象にならない。		人件費（スタッフ賃金等）、報償費（講師謝礼等）、旅費、需用費（印刷や消耗品等）、役務費（通信運搬費や保険等）、使用料及び賃借料（居場所の賃借料等）、備品購入費等	使用料
対象事業コース	スタート支援コース	自立支援コース	地域において高齢者、障がい者、子ども、女性等の住民が過ごすことのできる場を提供する活動であって、次に掲げる要件のいずれにも該当することが必要。 (1)学習支援、教育相談、コミュニティカフェ、多世代交流、地域コミュニティの交流、高齢者や子どもの引きこもり支援等の市民公益活動も実施すること。 (2)2年以上地域において住民が過ごすことのできる場を提供する活動を実施していること。 (3)2年以上週2日1日2時間以上の開設をしていること。	平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に、会議室を使用した使用料が対象。ただし、平成28年4月1日以降に支払った使用料に限る。
	1年未満の立ち上がり期の団体が行う事業	1年以上の団体が、課題解決に向けて自由な発想やアイデアを大切にしながら創り出す事業、団体の連携を促す事業、複数の団体が連携して行う事業		
補助率 限度額 同一事業の取扱	1/2以内 100千円 —	1/2以内 500千円 最大5年 (毎年補助率減額)	2/3以内 1,000千円(3件) 継続可	2/3以内 無
申請できない場合	応募事業が、応募時点において吹田市の他、府その他の公共団体または公共的団体から補助を受けている場合		応募事業が、応募時点において吹田市の他、府その他の公共団体または公共的団体から補助を受けている場合	市民公益活動促進補助と重複している使用料
平成28年度申請期間	平成28年4月1日～28日		平成28年5月2日～27日	平成29年3月1日～31日

※（注）平成28年度の募集要項に基づく

③ 職員が市民の集まる場に積極的に出て行く機会の充実

【提言内容】

現在、34の連合自治会単位で「地区広聴担当者制度」が実施されているが、必ずしもうまく機能してはいないようである。地区広聴担当者が地域の集まりで得た情報を市の関連する室課にすみやかに伝達する仕組みを構築するなど、市と市民との接点として、より存在価値のある制度になるよう工夫すべきである。

また、地区広聴担当者に限らず、職員の誰もが、市民は協働のパートナーであるという意識を持って、市民の集まりに積極的に出て行くようになることを目指して、必要な研修等を定期的実施すべきである。

【提言に対する取組結果】

平成22年（2010年）度に「地区広聴担当者制度」は休止となったが、提言を受けて制度の改善に向けた検討を行ってきた（図表30）。

平成25年（2013年）度に同種の制度の大阪府内各市の実施状況調査を行った。結果は、30市中7市で導入されていた。また、地域の自治組織（連合自治会、福祉委員会、青少年対策委員会、体育振興（協議）会）の代表に対し、必要な行政支援や地域の自治組織の求める地域担当職員についてアンケート調査を実施した（図表31、32）。

そうした調査結果等も踏まえ、平成28年（2016年）度より試行的に市内を3ブロックに分け、市民ホールやコミュニティセンター等の管理運営を所管する市民自治推進室職員が、地域の窓口として、施設への訪問時や自治会等の地域行事等に出向いた際に市民ニーズを伺い、必要に応じて地域の声を関係部局に届けるなど、地域と行政の「つなぎ役」を担う取組を行った。

その後、結果を検証しながら、平成29年（2017年）度からの実施を目指し、（仮称）地域自治会意見交換会議等の制度設計を行った。同会議の目的は、地域固有の課題について34連合自治会をはじめ各種団体及び地域住民の生の声を聴き、市政運営に反映させるとともに各種団体の多様な取組を支えることにあり、市内を10ブロック程度に分け、市長と「行政窓口職員」（市民自治推進室職員）が地域に赴いて、テーマ等を設定せず自由な懇談を行うことを予定している。

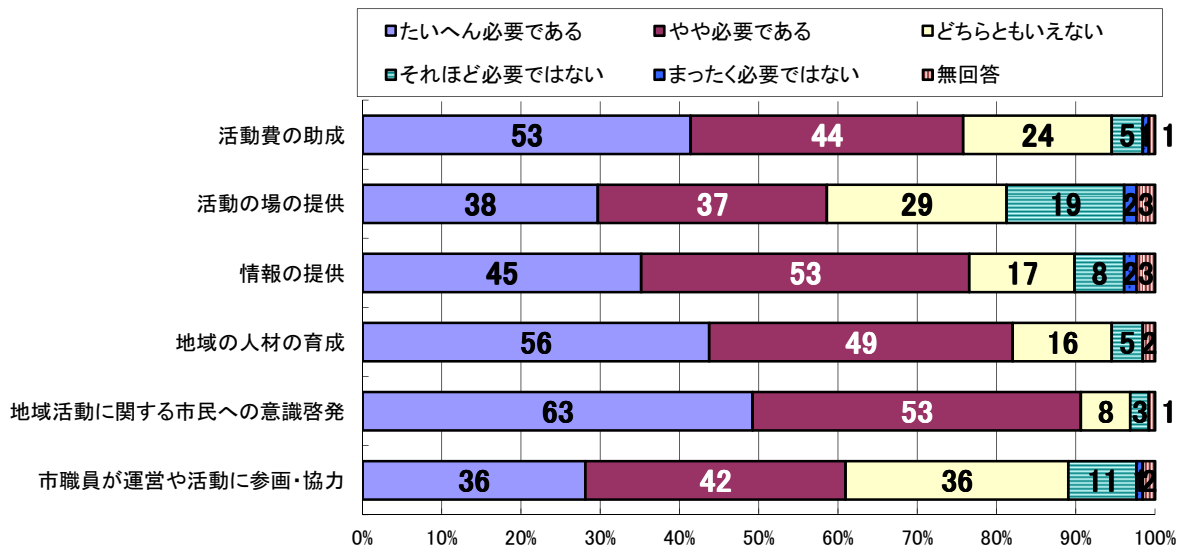
また、地域に出て行く上記の会議とは別に連合自治会区域を単位とし、希望する地域に原則市役所において市長と自由な意見交換をする機会（（仮称）市長と連合自治会との懇談会）も合わせて設けることを考えている。

なお、平成28年（2016年）度に市民自治を推進するために有効と思う取組について職員に聞いたところ、地域担当職員の配置は高い結果となっている（53ページ）。

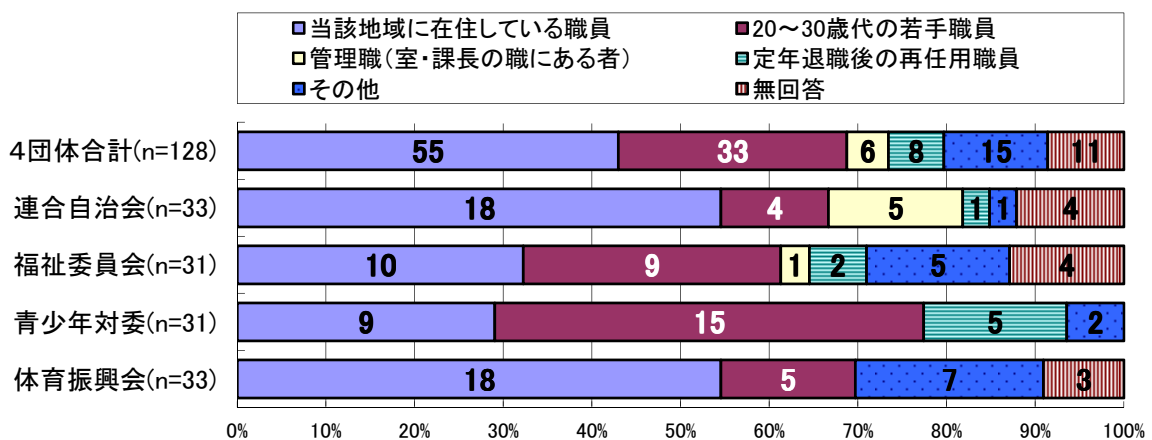
【図表 30】 地区広聴担当者制度の改善に向けた検討

年 度	内 容
平成 25 年（2013 年）度	市民参画と協働に関する制度の大阪府内各市（大阪市・堺市を除く）状況調査実施
平成 27 年（2015 年）度	地域の自治組織についてのアンケート調査実施
平成 28 年（2016 年）度	地域担当職員の配置（試行実施）
	市民自治に関する職員意識調査実施
	すいたの地域自治のあり方検討意見集作成
	(仮称)地域自治会意見交換会議等の検討

【図表 31】 地域の自治組織の求める行政支援(4団体合計 (n=128))



【図表32】 地域の自治組織の求める地域担当職員の属性(n=128)



次に、提言にある市民の集まりに積極的に出て行くようになることを目指した必要な研修等の定期的な実施については、平成 25 年（2013 年）度から新たに「市民と行政とのパートナーシップ研修」を開始した。その他にも協働の推進に関する研修を市主催で実施するとともに、他の研修機関（おおさか市町村職員研修研究センター（マッセ OSAKA）等）へ職員を派遣する形で行った（図表 33）。

【図表 33】協働の推進に関する研修参加状況

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市 主 催	NPO法人派遣	—	2	5	—	—	—
	地域福祉活動	33	30	29	—	—	—
	市民と行政とのパ ートナーシップ	—	—	19	41※	32※	未定
	地域主権推進	—	—	—	59※	37※	—
	新規採用職員	101	—	—	46	86	124
	職員派遣	2	6	2	1	0	4

※一部関係市民の参加者を含む（単位：人）（平成 29 年（2017 年）2 月末日現在）

④ 協働のまちづくり等のための集まりを適切にコーディネートできる職員の育成

【提言内容】

現在、協働のまちづくり等のための集まりが、各地域で設けられているが、職員には、そうした集まりに参画し、それを適切に運営できるファシリテート能力やコーディネート能力を身につけることが望まれる。市としては、適切な研修プログラムを設け、職員のファシリテート能力やコーディネート能力の向上を図るべきである。

【提言に対する取組結果】

ファシリテート能力等の向上に関する研修は、主に人事室が平成 13 年（2001 年）度より市の主催あるいは他の研修機関へ職員を派遣する形で継続的に行ってきた（図表 34）。

なお、修了者には他の職員にも研修の効果を広めるようにしている。

【図表 34】ファシリテート能力等の向上に関する研修参加状況

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市主催		—	23	—	—	32※	—
職員派遣		3	1	2	0	2	2

※一部関係市民の参加者を含む（単位：人）（平成 29 年（2017 年）2 月末日現在）

⑤ 各部への協働担当職員の配置

【提言内容】

「吹田市民の意見の提出に関する条例」には、条例や規則の制定や計画の策定等において意見提出手続が確実に実施されるようにするために、各部に意見提出手続の実施責任者を置かなければならない旨の規定がある。この「吹田市民の意見の提出に関する条例」の発想にならない、各部の事業のうちで市民と行政との協働が望ましい事業に関して、確実に協働が推進されるようにするために、各部に協働担当職員を配置することを検討すべきである。

【提言に対する取組結果】

提言を踏まえ、各部への協働担当職員の配置について、検討を行ってきた（図表 35）。

平成 25 年（2013 年）度は、大阪府内各市の状況を調査したところ、協働担当職員を配置している市は 30 市中、5 市あり、うち 2 市は地域担当職員を兼ねていた。配置人数は各室課に 1 名を置く市が 3、特定の室課に 1 名を置く市が 1、全職員を協働担当職員とする市が 1 であった。役割は庁内の連絡調整や情報共有であり、職階は様々であった。

平成 27 年（2015 年）度には「協働事業の振り返り調査」に合わせ、協働の相手方 50 団体（個人）及び市民と協働事業を行っている 44 室課に対し、協働担当職員の配置の必要性及びどのような役割をどのような職階の職員が担うべきかなどについて、意見を求めた。結果は、配置が必要（有効である）が約 1 割、不要（現状で問題なし）が約 3 割、どちらとも言えない・未記載が約 6 割で、市民・行政ともに同じような割合であった。協働担当職員が果たすべき役割等について自由記述で意見を求めたところ、ほとんど記載がなかったが、協働を理解し、部を越えて迅速に動ける職員が必要であり、市民は「職階は問わない」、行政は「主査級から管理職まで複数配置が望ましい」とする意見が数件寄せられた。

なお、平成 28 年（2016 年）度に市民自治を推進するために有効と思う取組について職員に聞いたところ、協働担当職員の配置はやや低い結果となった（53 ページ）。

【図表 35】 協働担当職員の配置に向けた検討

年 度	内 容
平成 25 年（2013 年）度	市民参画と協働に関する制度の大阪府内各市（大阪市・堺市を除く）状況調査実施
平成 27 年（2015 年）度	協働の相手方及び市民と協働事業を行っている室課への意識調査実施
平成 28 年（2016 年）度	市民自治に関する職員意識調査実施

⑥ 職員研修への市民参加

【提言内容】

吹田市では、職員を対象とした様々な研修が実施されているが、それらのなかには、市民にとっても、市民参画や協働に取り組んでいくうえで参考になるものが少なくない。そうした市民にとっても有益な職員研修については、市民に周知し、関心のある市民の参加を募ることを検討すべきである。

【提言に対する取組結果】

参加を職員に限定した研修については、主に人事室が市職員としての能力向上を図る目的で行っており、研修形態もグループワークや事前に受講予定者へ課題を与えたり、修了後の効果測定を行う研修が多くなっていることから、市民に広く開放することは困難な状況にある旨市民自治推進委員会に説明を行い、了承を得た。

しかし、人事室以外にも各室課独自で職員研修を行っているケースもあることから、市民にとって有益で、研修目的に照らして市民参加が可能なものであれば開放するとともに、積極的な受講者の募集にも努めるよう、市民自治推進室から所属長に通知を行った。担当室課が業務を進めるうえで必要と考える市民に参加いただいた研修（一例）は以下のとおりである（図表 36）。

【図表 36】 関係市民の参加を認めた職員研修（一例）

年 度	主催室課名	対象市民
平成 25 年（2013 年）度	子育て支援室	子育て広場の関係者
	保健センター	市内の医師
平成 26 年（2014 年）度	のびのび子育てプラザ	子育て広場の関係者
	高齢支援課	市内の社会福祉法人職員
	地域自治推進室・人事室	審議会等の委員・市民公益活動センター関係者
平成 27 年（2015 年）度	こども発達支援センター	園児の保護者
	保育幼稚園課	私立幼稚園教諭
	地域自治推進室・人事室	審議会等の委員・市民公益活動センター関係者
平成 28 年（2016 年）度	のびのび子育てプラザ	乳幼児の保護者
	総合福祉会館	市内の社会福祉法人職員
	市民自治推進室・人事室	審議会等の委員・市民公益活動センター関係者・地域活動従事者

(4) 審議会等の公募委員の選出方法等の改善

① 公募方法の工夫

【提言内容】

審議会等の多くで委員の公募が行われているが、応募する市民がさほど多くはないのが現状である。より多くの市民が応募できるよう、公募情報の市民への伝達に工夫を凝らすとともに、人材バンクや登録制度等の導入も検討すべきである。

【提言に対する取組結果】

多くの市民が審議会等の委員に応募できるよう公募情報に関するホームページの改善を図るとともに、人材バンク等の制度の導入について調査研究を行った（図表 37）。

平成 25 年（2013 年）度に大阪府内各市の状況を調査したところ、無作為抽出した市民を対象に審議会等の市民委員を募集し、登録した中から委員を選出する制度を導入している自治体が 1 市あった。課題等については、広く多様な市民から選出できるメリットはあるが、他の委員との間で知識や理解の程度に大きく差が出ている等の回答を得た。そうした結果等を踏まえ、登録制による人材バンク制度等については、仮に導入した場合、同じような人材が集まることも懸念され、また各審議会等で求められる人材が異なることから、それぞれの所管室課で事業目的に応じた募集を行う方が合理的と考え、制度の導入はしない旨市民自治推進委員会に説明を行い、了承を得た。

なお、平成 28 年（2016 年）度に審議会等の公募委員に関するアンケート調査を実施したところ、上記の登録制度について審議会等所管室課は公募委員に比し、導入に消極的であった。また、公募方法の工夫について公募委員は公募情報以外にも審議会等の内容に関する情報伝達が必要と考えていた（図表 41①～④）。

【図表 37】 公募方法の工夫に関する主な取組

年 度	内 容
平成 25 年（2013 年）度	市民参画と協働に関する制度の大阪府内各市（大阪市・堺市を除く）状況調査
	ホームページの審議会等の公募情報公開時期を募集の3か月前から6か月前に変更
	ホームページ「審議会等委員の公募予定」位置改善
平成 26 年（2014 年）度	審議会等委員の公募予定ページに掲載している審議会等について、担当室課へのリンクを設定し、問い合わせが容易にできるよう改善
平成 27 年（2015 年）度	「運動・文化・市民活動」ページ内「市民参画」欄に公募予定ページへのリンク追加
	eN カレッジすいた修了生への公募情報提供開始
平成 28 年（2016 年）度	審議会等の公募委員に関するアンケート調査実施

② 選考基準の明確化と選考方法の工夫

【提言内容】

審議会等の公募委員の選考基準は、多くの場合、公募の際にその都度設けられているようであるが、市民に対して十分に伝達されておらず、また、審議会等相互の間でばらつきがある。選考基準の公表と統一化がどこまで可能であるかを検討し、可能な範囲で漸次実施すべきである。また、面接等の、作文以外の選考方法を導入することの可否についても、あわせて検討すべきである。

【提言に対する取組結果】

提言を踏まえ、公募委員の選考基準の公表及び作文以外の選考方法の導入等について検討を行ってきた（図表 38）。

選考基準の公表については、平成 25 年（2013 年）度から公募の際に公表するよう庁内に通知を始めたところ、事前、事後を含めて公表した割合が同年度の 22%から平成 27 年（2015 年）度には 34.1%に上昇した。

すべての審議会等で公表できるようにするため、平成 28 年（2016 年）3 月には、吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針等を改正し、「必要により選考要領等を定め、事前に公表すること」の記載を加え、全庁的な運用の統一を図った。

選考基準の統一化については、各審議会等で求められる人材が異なるため、現時点では、それぞれの所管室課の判断に委ねることが妥当と考えている旨市民自治推進委員会に説明を行い、了承を得た。

面接等の作文以外の選考方法の導入については、平成 25 年（2013 年）度から庁内に通知を行ってきたが、実施する審議会等が 2 審議会から増えないため、吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針等を改正し、「作文以外の選考方法を導入すること」が可能である旨の記載を追加し、全庁的な運用の統一を図った。

なお、平成 28 年（2016 年）度に選考方法について公募委員へアンケート調査を実施したところ、半数の方が作文以外の選考方法でもよいと考えている結果が出た。一方、行政側で作文以外の選考方法を検討（予定）している割合は 13%に留まった（図表 41⑤）。

【図表 38】公募委員の選考基準及び選考方法に関する主な取組

年 度	内 容
平成 25 年（2013 年）度	公募委員の選考基準の公表及び面接等の作文以外の選考方法の導入について、庁内に通知
平成 27 年（2015 年）度	審議会等の設置及び運営に関する指針等の改正
平成 28 年（2016 年）度	審議会等の公募委員に関するアンケート調査実施

③ 応募して委員に選ばれなかった者への選ばれなかった理由の通知や提出した作文等の返却

【提言内容】

応募して委員に選ばれなかった者に対しては、その者の問い合わせに応じて、選ばれなかった理由を説明することを制度化すべきである。また、応募に際して提出した作文等は、その原本は公文書に当たるため、返却できないとしても、返却を求められた場合には、写しを交付するようにすることを検討すべきである。

【提言に対する取組結果】

提言を踏まえ、公募委員に選ばれなかった者からの不採用理由の問い合わせへの対応について検討を行ってきた（図表 39）。

平成 25 年（2013 年）度に不採用理由の問い合わせの有無及びその対応について把握する調査を実施したところ、応募者から問い合わせがあった審議会等はなかった。また問い合わせがあった場合の対応方法を明確に定めていない審議会等があったため、平成 26 年（2014 年）度より、応募して委員に選ばれなかった者から不採用理由の問い合わせがあった場合の対応方法について、事前に定めるよう通知を行った。結果、作文等により公募を行った審議会等のうち、不採用理由の問い合わせ対応について事前に定めている審議会等の割合は、平成 27 年（2015 年）度で 52.6%であった。

すべての審議会等で定めるようにするため、平成 28 年（2016 年）3 月には、吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針等を改正し、公募委員に応募して委員に選ばれなかった者から不採用理由の問い合わせがあった際には可能な範囲で回答すること、その対応方法について事前に定めておく旨の記載を追加し、全庁的な運用の統一を図った。

なお、作文等の写しについては、公文書公開請求手続により取得いただくこととしており、市内に住所を有する個人の手数料は無料であるが、コピー代の実費が必要となっていること、公募にあたっては、応募作文等の返却はできないとの記載を行っている旨市民自治推進委員会に説明を行い、了承を得た。

【図表 39】 不採用理由の公表等に関する主な取組

年 度	内 容
平成 25 年（2013 年）度	不採用理由の問い合わせの有無及びその対応についての調査を実施
平成 26 年（2014 年）度	不採用理由の問い合わせへの対応方法について事前に定めるよう庁内に通知
平成 27 年（2015 年）度	審議会等の設置及び運営に関する指針等の改正

④ 公募枠の拡充

【提言内容】

公募方法の工夫によって、より多くの市民が審議会等の公募委員に応募するようになることを前提として、可能な範囲で審議会等の公募枠の増加を図っていくべきである。

【提言に対する取組結果】

提言を踏まえ、公募枠の拡充に向けて取り組んできた（図表 40）。

平成 25 年（2013 年）度から、公募を実施していない審議会等の中で、公募可能なものについては公募枠の設定に努めるよう所管室課に通知した。

結果、平成 28 年（2016 年）1 月時点において公募可能である審議会等のうち公募を実施していない審議会等は約 2 割あるが、実質的には千里山竹園児童センターを除く各児童センター（児童会館）運営委員会と障がい者施策推進委員会の二つとなっている。両委員会については、同年 3 月議会で議員から、委員の一部を公募するよう質問がなされ、各部から「今後、各団体からの推薦枠等を見直す際に、公募枠を設けたい」、「次期委員については、公募も含めた選任方法を実施していく」旨の答弁を行った。

平成 28 年（2016 年）度に公募委員に関するアンケート調査を実施したところ、公募委員の約 4 割が公募委員の枠を増やすべきと回答した一方、すでに公募委員のいる審議会等の所管室課の約 9 割は公募枠を拡げる意思を有していなかった（図表 41⑥）。

また、公募委員のいる審議会等の運営実態を市民・行政双方に調査したところ、公募委員が円滑に議論に加われるよう行政側から事前説明や運営の工夫をある程度行ったこともあってか、公募委員は審議会等における議論を難しいとは感じておらず、発言機会も他の委員と比較して大差はないようであった。そうしたことから約 8 割の公募委員は再度市の審議会等の委員に応募する意思を持っている。一方、行政が当該公募委員に再度委員を引き受けてもらいたいと考えている割合は約 6 割であった（図表 41⑦～⑫）。

なお、平成 28 年（2016 年）度に市民自治を推進するために有効と思う取組について職員に聞いたところ、公募委員の参画拡充は最も低い結果となった（53 ページ）。

【図表 40】公募枠の拡充に関する主な取組

年 度	内 容
平成 25 年（2013 年）度	公募枠の拡充について、庁内に通知
平成 28 年（2016 年）度	公募枠の拡充に関する議会答弁
	審議会等の公募委員に関するアンケート調査実施

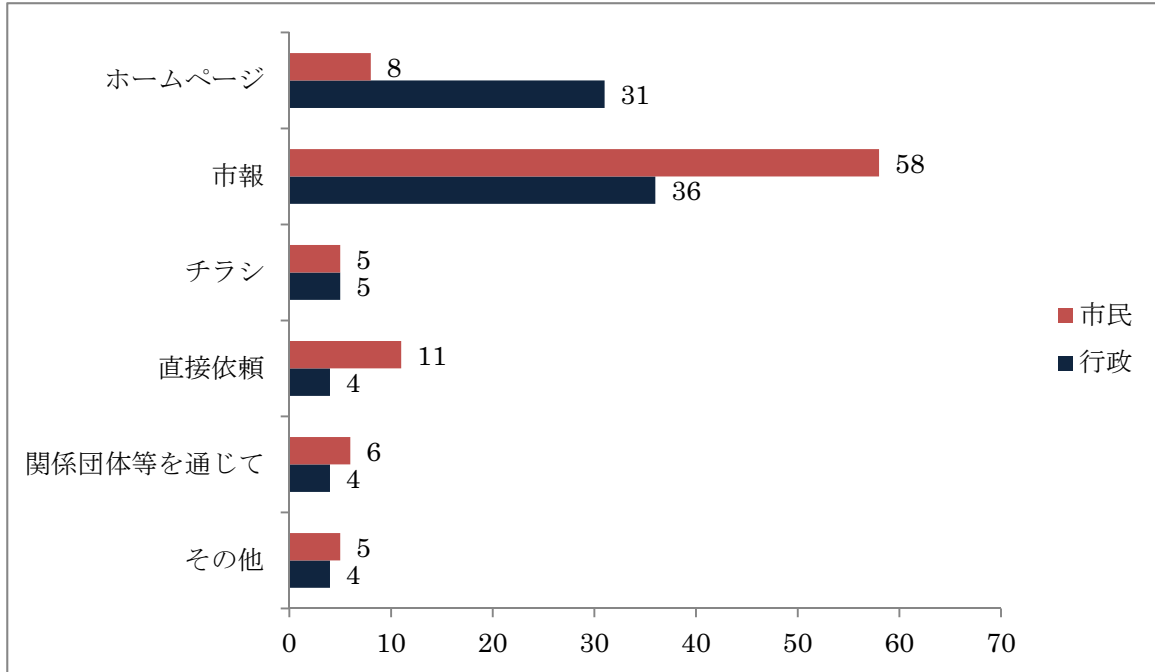
【図表 41】 審議会等の公募委員に関するアンケート調査結果

(n=75(市民：公募委員)、n=38(行政：公募委員を含む審議会等所管室課))

① 審議会等委員の募集を知った媒体は何か？（市民）

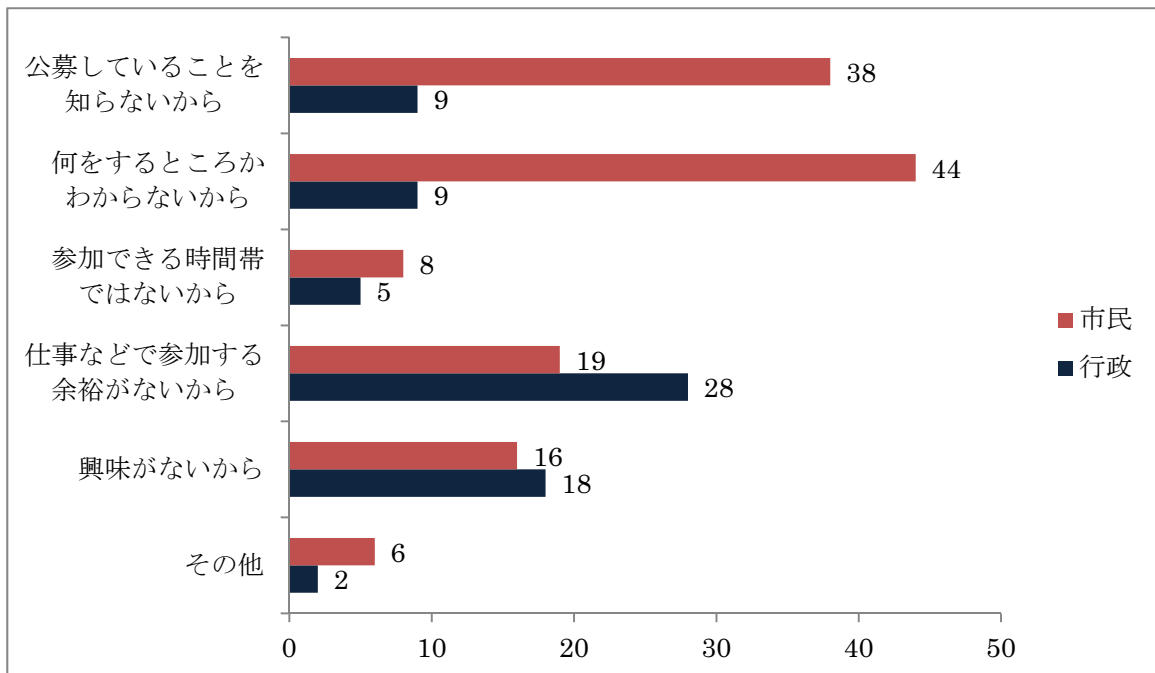
審議会等委員の募集を行った手段は何か？（行政）

(複数回答 n=93(市民)、n=84(行政))

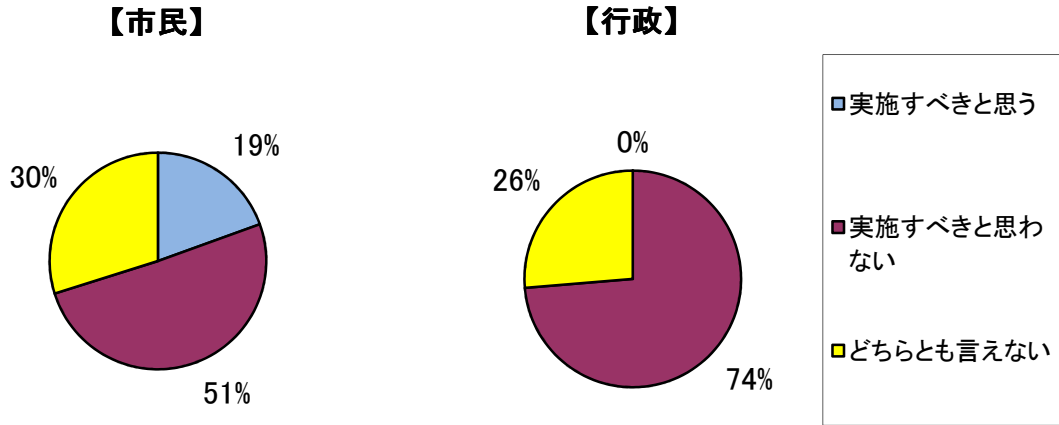


② 市民からの応募が少ない理由は何だと思うか？（市民・行政）

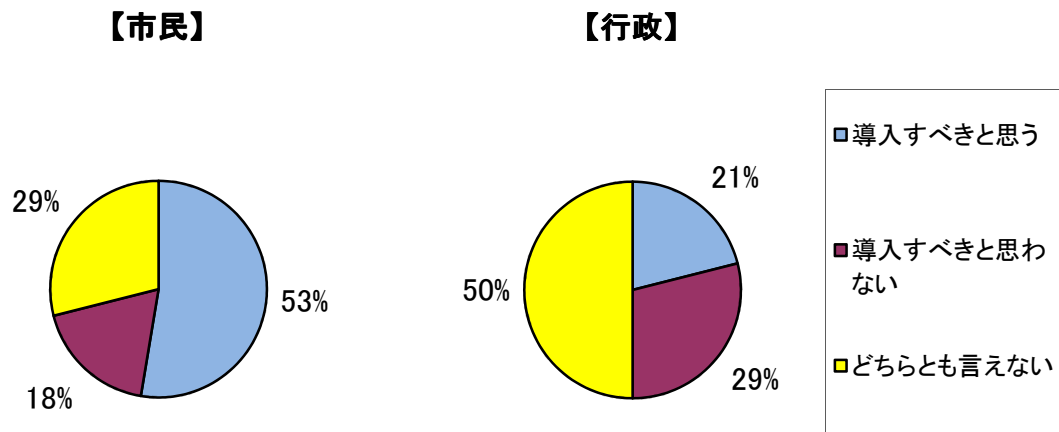
(複数回答 n=131(市民)、n=71(行政))



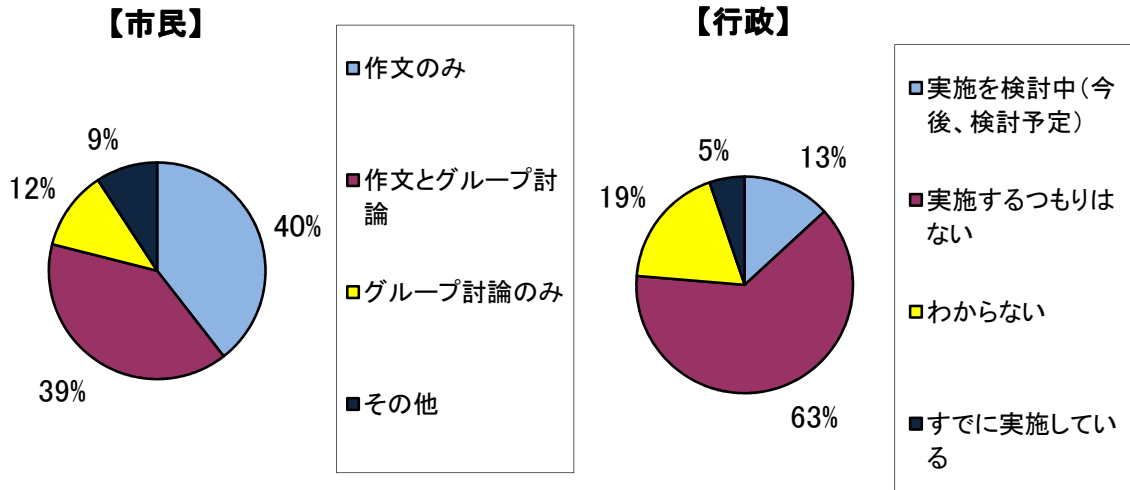
- ③ 公募委員候補者を無作為抽出で選ぶ制度を実施すべきと思うか？
（市民・行政）



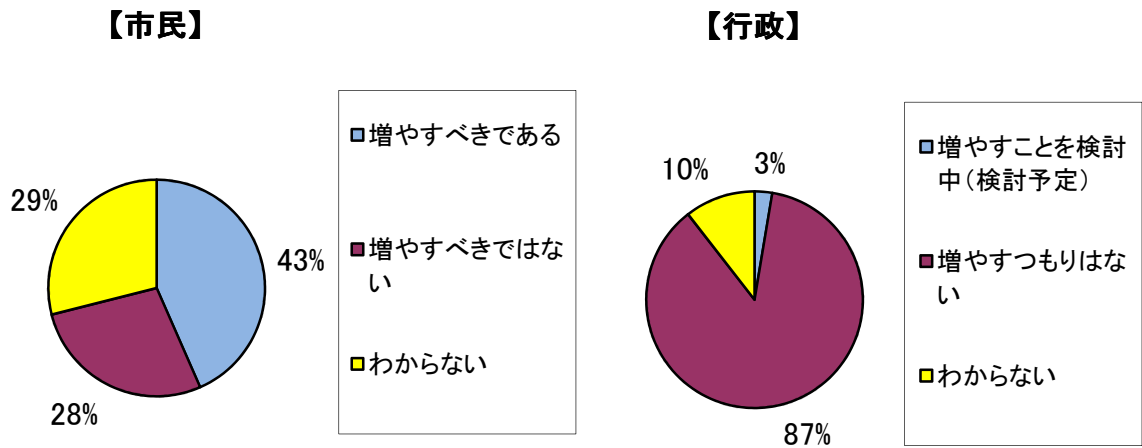
- ④ 公募委員の人材バンクや登録制度（公募委員希望者を募り、関心のある分野等の情報を登録した名簿を作成し、担当室課が名簿を基に公募委員を依頼する仕組み）について導入すべきと思うか？（市民・行政）



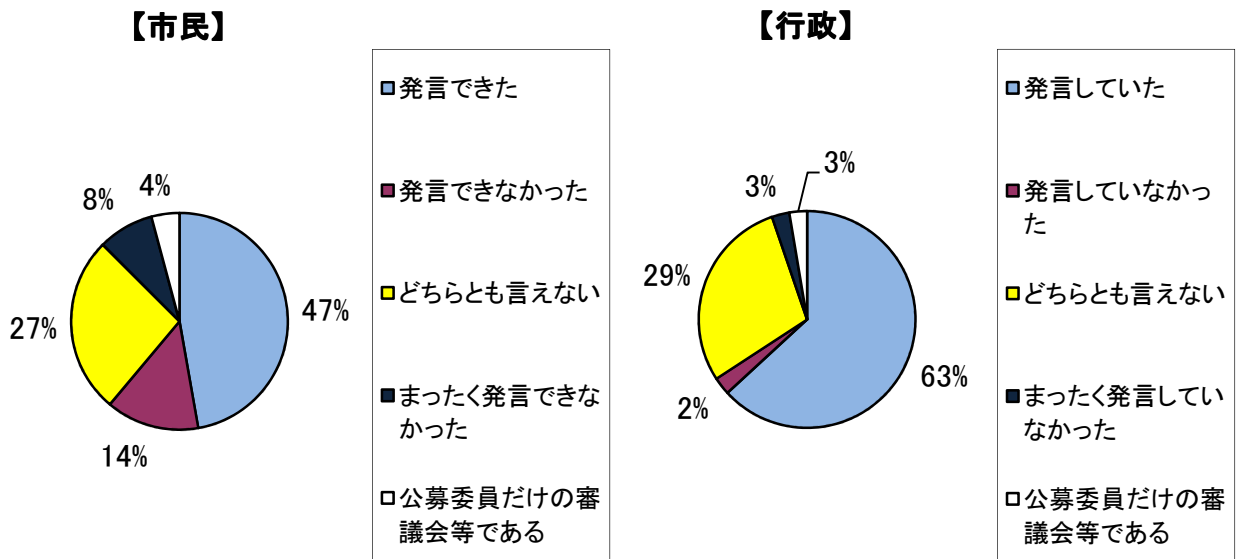
- ⑤ 公募委員の選考にあたり、作文以外にグループ討論を行っている審議会等があるが、選考方法はどのようなものがよいと思うか？（市民）
 公募委員を慎重に選考するために作文以外の面接等を実施することについてどう思うか？（行政）



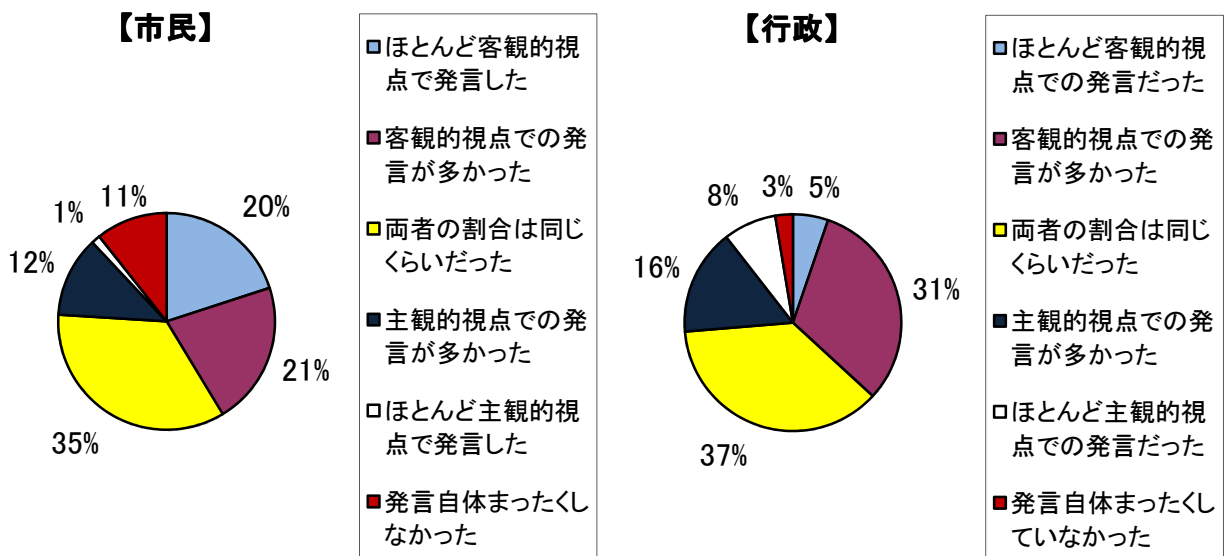
- ⑥ 公募委員の枠を増やすべきだと思うか？（市民）
 公募委員の枠を増やそうと思うか？（行政）



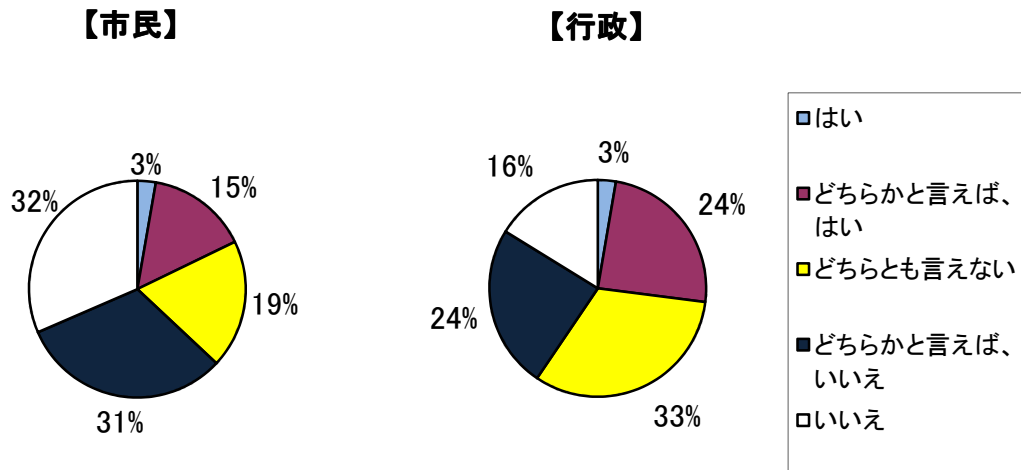
- ⑦ 公募委員以外の団体推薦や学識委員に比べて発言できたか？（市民）
 公募委員は団体推薦や学識委員に比べて発言していたか？（行政）



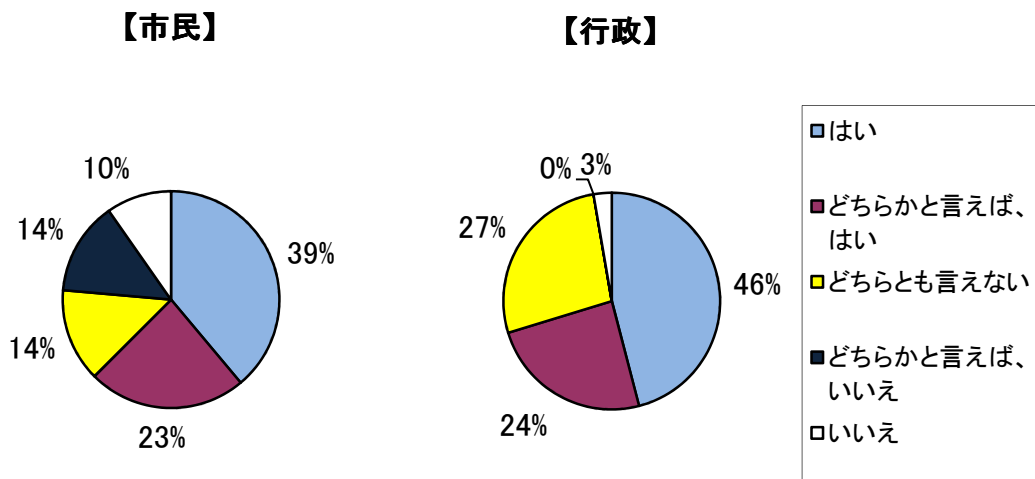
- ⑧ 世代や立場を同じくする者の代表といった客観的視点で発言したか、
 一個人の主観的視点で発言したか？（市民）
 公募委員は世代や立場を同じくする者の代表といった客観的視点で発言して
 いたか、一個人の主観的視点で発言していたか？（行政）



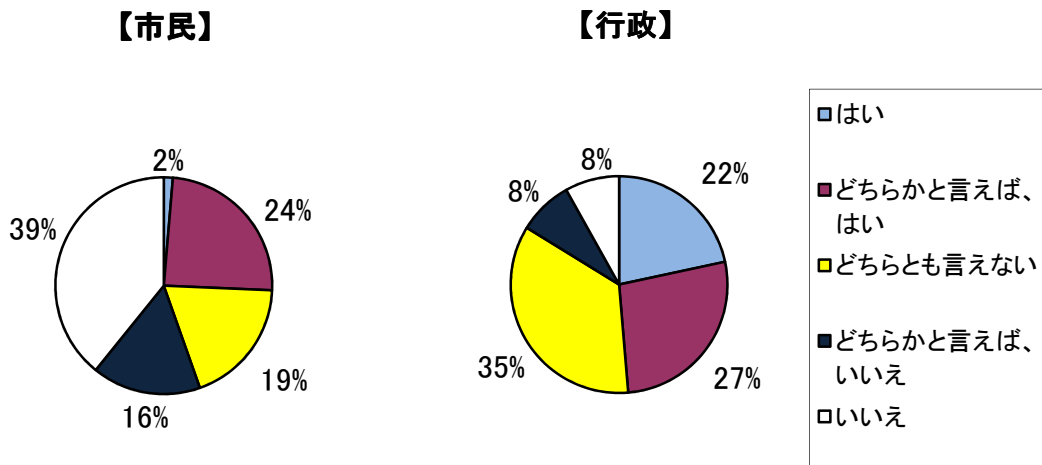
- ⑨ 審議会等で議論された内容は難しいものであったか？（市民）
 審議会等で議論された内容は公募委員にとって難しいものと感じたか？（行政）



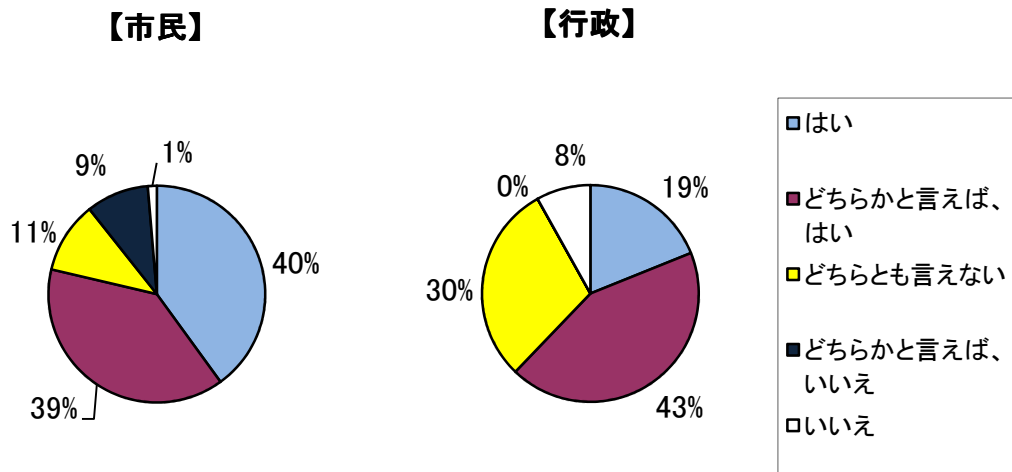
- ⑩ 最初の会議時や会議前に職員から審議事項の十分な説明があったか？（市民）
 最初の会議時や会議前に職員は公募委員にわかるような説明をしたか？（行政）



- ⑪ 会議において発言しにくい雰囲気を感じたか？（市民）
 公募委員が発言しやすいように運営を工夫したか？（行政）



- ⑫ 市の審議会等の委員にまた応募しようと思うか？（市民）
 当該公募委員に市の審議会等の委員をまた引き受けて欲しいと思うか？（行政）



(5) 提言に対する取組結果一覧

市民自治の推進に向けての提言を受け、市は市民自治推進委員会をはじめ各種の審議会等と協働しながら市民自治を進めてきた。その効果は測定しがたい面があるが、提言いただいた施策や取組の多くは実行に移すことができた（図表 42）。

今後、市民自治の推進に向けて、どのような取組が求められているかについては、第3章で述べる。

【図表 42】市民自治の推進に向けての提言に対する取組結果一覧

(1) 情報提供に関する事項	
① 自治基本条例それ自体に関する情報提供の充実	実施中
② 市民参画・協働の機会に関する情報提供の充実	実施中
③ 市政全般に関する情報提供の充実	実施中
④ 情報提供方法の多元化と多様な情報提供媒体相互の連携の強化	実施中
⑤ わかりやすい／理解しやすい情報提供方法の工夫	実施中
⑥ それぞれの市民の情報ニーズに対応した情報の提供	実施中
(2) 協働事業の評価に関する事項	
① 協働事業のそれ自体の評価の実施	実施中
② 「協働の推進」という観点からの事業仕分け評価の実施	③で実施中
③ 協働による行政評価	実施中
(3) 新たな協働の仕組みの構築に関する事項	
① まちづくり公社、市政サポーター、ボランティア・バンク等の協働の仕組みの導入可能性の検討	検討済 (一部実施中)
② NPO 等が継続的な事業展開を行っていけるための仕組みの創設	実施済
③ 職員が市民の集まる場に積極的に出て行く機会の充実	実施中
④ 協働のまちづくり等のための集まりを適切にコーディネートできる職員の育成	実施中
⑤ 各部への協働担当職員の配置	未実施
⑥ 職員研修への市民参加	一部実施中
(4) 審議会等の公募委員の選出方法等の改善	
① 公募方法の工夫	実施中
② 選考基準の明確化と選考方法の工夫	実施中
③ 応募して委員に選ばれなかった者への選ばれなかった理由の通知 提出した作文等の返却	実施中 不実施
④ 公募枠の拡充	実施中

第3章 市民自治の確立に向け、何が求められているか

この章では、第2章で述べた自治基本条例の見直し検討結果及び市民自治の推進に向けての提言、また市民自治に関する市民・職員の意識調査の結果などを踏まえ、自治基本条例の目的である市民自治を確立するために何が求められているかについて考える。

1. 市民意識・職員意識に見る

市民自治に関する市民の意識については、平成28年（2016年）度市政モニタリング調査の中で、市民自治の運営原則である情報共有・市民参画・協働に関して「満足度」と「重要度」を五段階で尋ねた。同様の調査は平成22年（2010年）度の市民意識調査でも行っており、その比較をグラフで表した（図表43、44）。

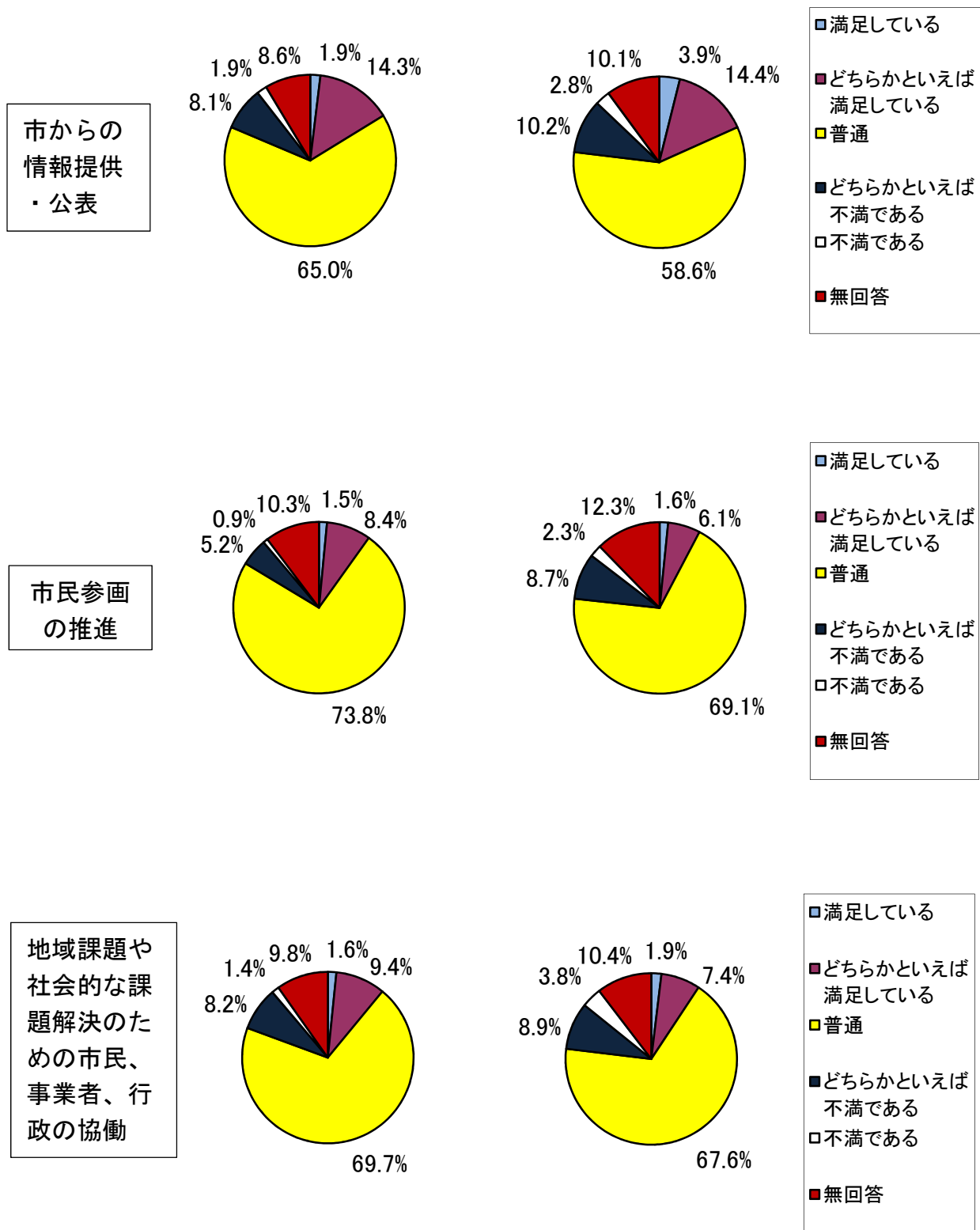
満足度については、「満足している」「どちらかといえば満足している」の合計の割合が「情報共有」では16.2%が18.3%に上昇したが、「市民参画」では9.9%が7.7%に、「協働」では11.0%が9.3%に低下している。詳細なデータは割愛したが、年齢別では、『満足』はいずれの項目でも「70歳以上」が最も高く、次いで「30歳代」となっている。居住地域別では、「情報共有」「市民参画」は「千里山・佐井寺地域」、「協働」は「片山・岸部地域」で最も高くなっている。重要度については、「重要である」「どちらかといえば重要である」の合計の割合が「情報共有」では42.7%が51.4%に、「市民参画」では30.8%が34.0%に、「協働」では39.9%が46.3%に上昇している。年齢別では、『重要』はいずれの項目も「50歳代」が最も高くなっている。居住地域別では、「情報共有」と「協働」は「千里山・佐井寺地域」、「市民参画」は「豊津・江坂・南吹田地域」で最も高くなっている。

市民自治に関する職員の意識については、市民自治の三つの運営原則の重要度を五段階で尋ねるとともに、市民自治推進委員会からの「市民自治の推進に向けての提言」や「自治基本条例の見直し検討について（答申）」をもとに、市民自治を推進するために有効と思われる取組を列挙し、五つまで選択する形式で尋ねた（図表45、46）。重要度については、「重要である」「どちらかといえば重要である」の合計の割合が多い順に「情報共有」88.0%、「協働」83.7%、「市民参画」74.9%となった。市民自治推進のために有効と思う取組については、上位2位が、「地域住民自ら地域の課題を考え、自らで解決する仕組みづくり」、「地域と市のパイプ役を担う職員の配置」であり、地域住民との協働に関するものであった。3位以下は「庁内の横断的体制づくり」、「広報パンフレットやホームページのわかりやすさ・デザイン性の向上」、「市民の居場所・出会いの場の確保」が続いた。

以上のように、極めて限定された設問ではあるが、市民意識調査で「重要度」が上昇し、かつ「満足度」が低下したものは「協働」であり、職員意識調査においても地域住民との協働を重要と考えている結果となっていることから、三つの運営原則のうち「協働」に関する施策等の充実が望まれている。

【図表 43】 市民自治についての満足度(市民)

【平成 22 年度 (n=1,353)】 【平成 28 年度 (n=1,197)】

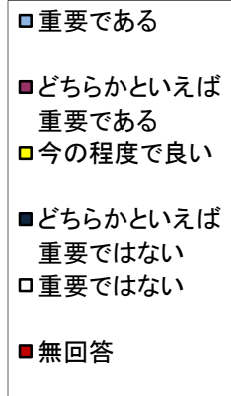
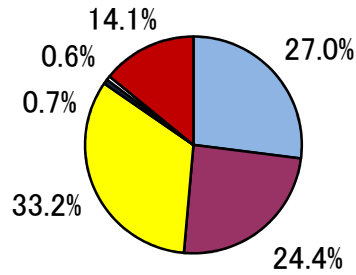
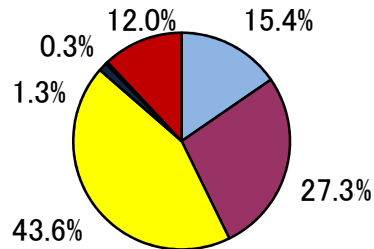


【図表 44】 市民自治についての重要度（市民）

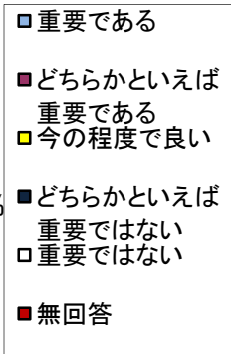
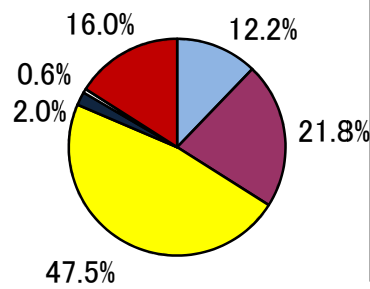
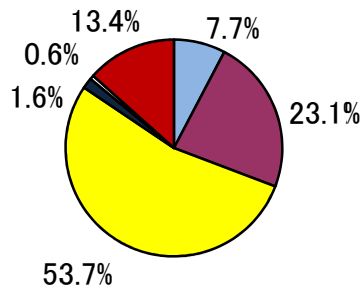
【平成 22 年度（n = 1, 353）】

【平成 28 年度（n = 1, 197）】

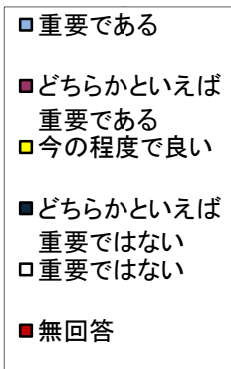
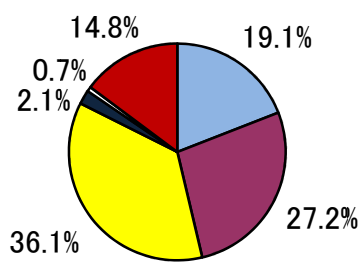
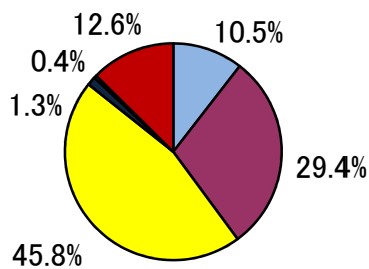
市からの
情報提供
・公表



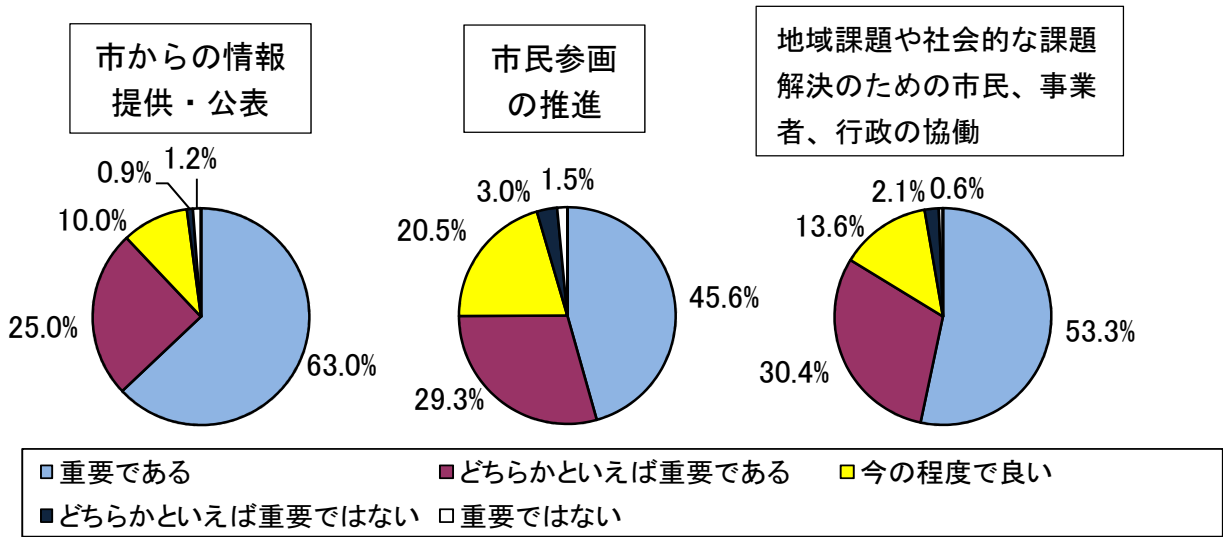
市民参画
の推進



地域課題や
社会的な課
題解決のた
めの市民、
事業者、行
政の協働

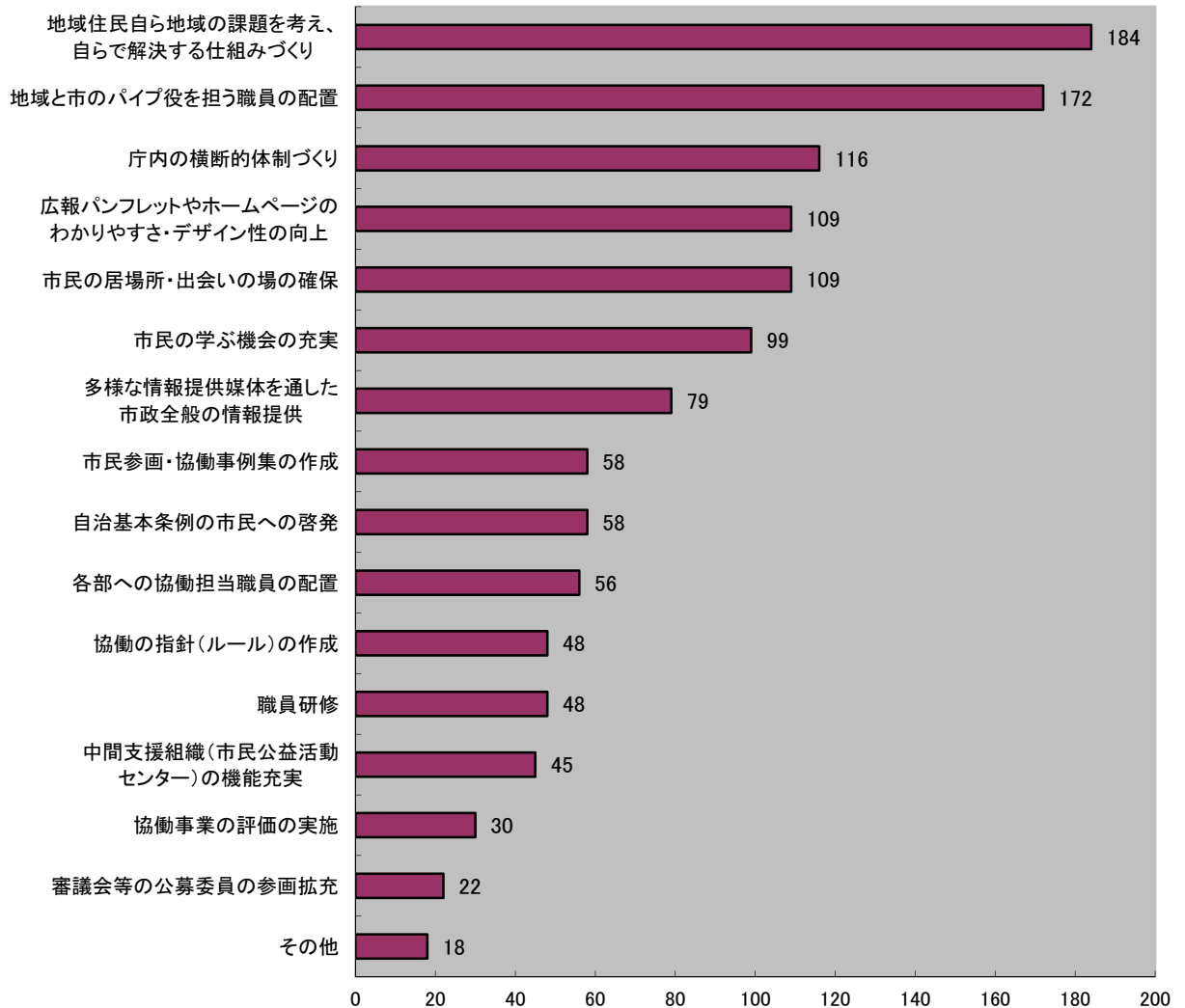


【図表 45】 市民自治についての重要度（職員）（n=332）



【図表 46】 市民自治推進のために有効と思う取組（五つまで選択）（職員）

（複数回答 n=1,251）

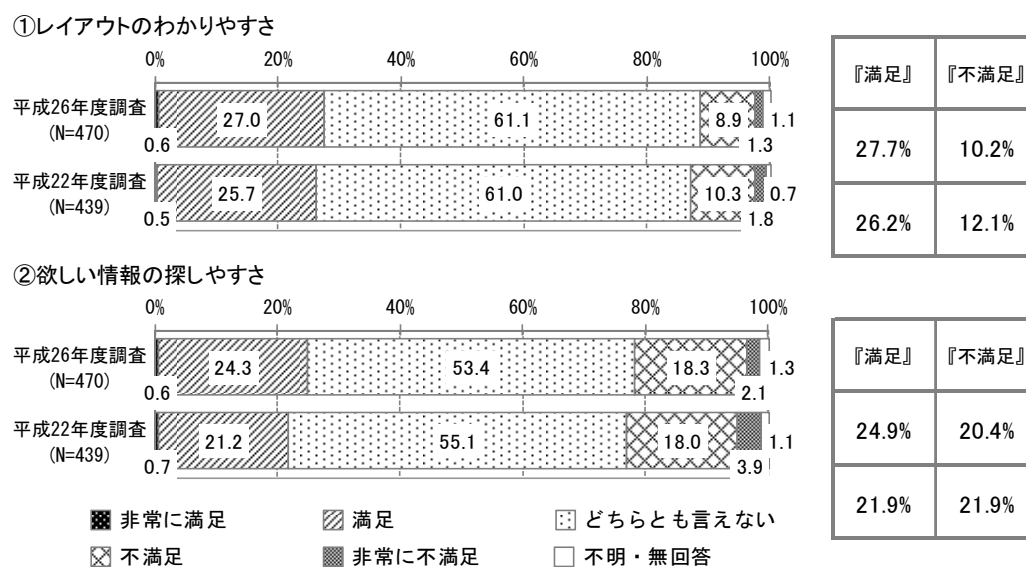


2. 市民自治の運営原則別に考える

(1) 情報共有

情報共有に関しては、既述したように平成 28 年（2016 年）度の市政モニタリング調査によれば市民満足度は上昇している。しかしながら、市民自治推進委員会からの提言や自治基本条例見直し検討の答申において、幾つかの課題が指摘されている。大きく分ければ、広報パンフレットやホームページのわかりやすさ・デザイン性の向上の問題と多様な媒体を通じた情報提供の問題がある。前者については、「ホームページの満足度」に限っては、市民意識調査で尋ねている。結果は、「レイアウトのわかりやすさ」「欲しい情報の探しやすさ」とともに「満足」が上昇し、「不満足」と感じる市民の割合は低下しており、ホームページのわかりやすさについては向上が見られる（図表 47）。

【図表 47】 ホームページの満足度

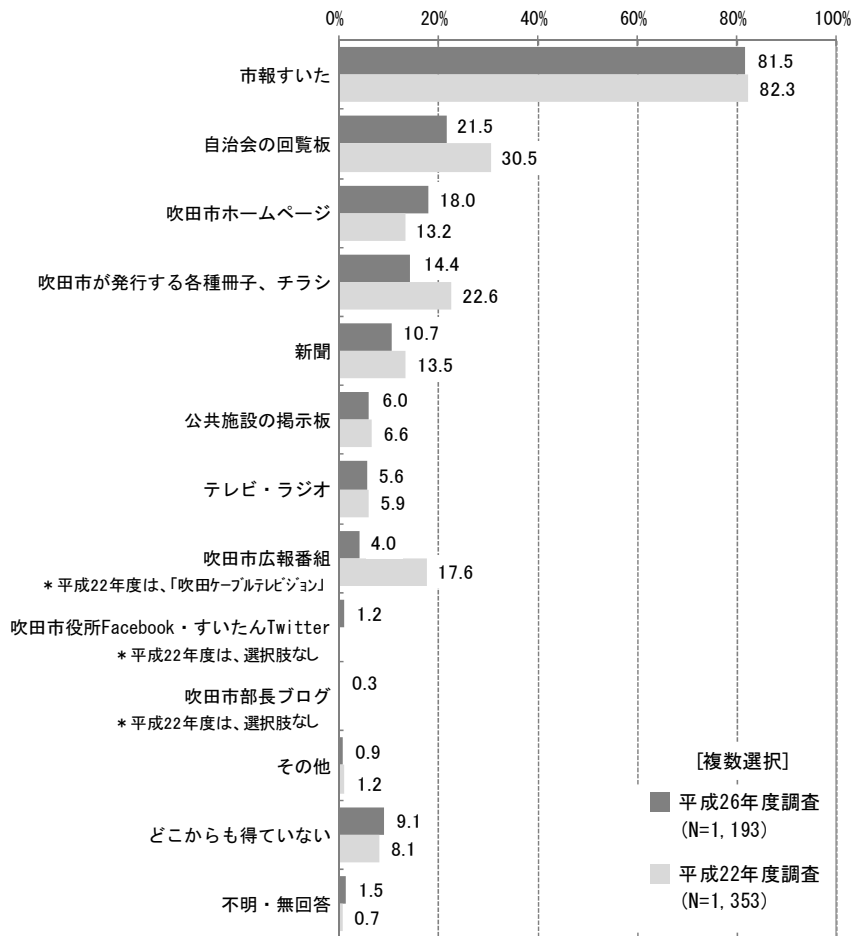


(平成 26 年(2014 年)度吹田市市民意識調査報告書)

後者の多様な媒体を通じた情報提供の問題については、市民自治推進委員会からの提言を受けて策定した「市民自治の推進に向けてのアクションプラン」の遂行などにより、フェイスブックやツイッターの活用等、時代に合った情報提供方法を取り入れてきた（図表 48）。結果、市の情報提供の評価における市民意識調査では「情報提供の手段をもっと増やしてほしい」と思う項目は最も低くなっており、多様な媒体を通じた情報提供は一定実施できているものと思われる（図表 49）。

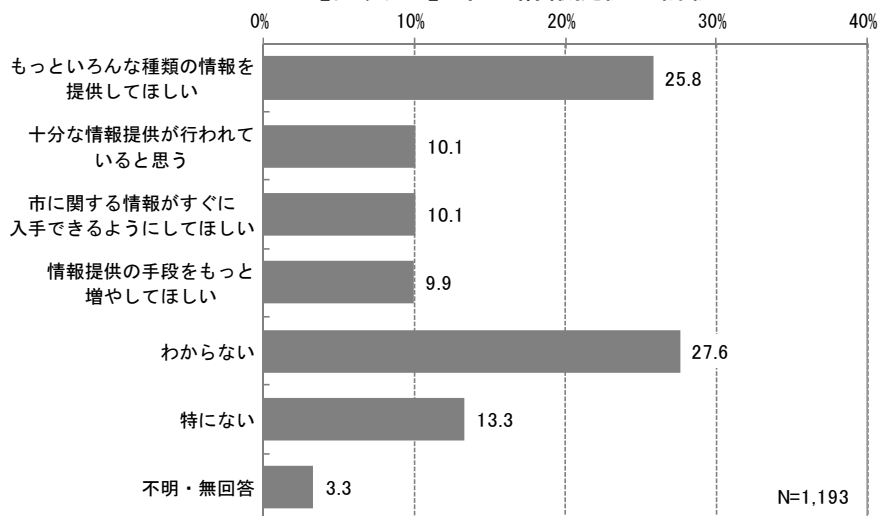
今後も市民ニーズを踏まえた情報提供方法を考える必要はあるが、市民自治の推進にあたって当面取り組むべきことは、市民自治推進委員会の意見にもあるように、情報を市民にわかりやすく伝えることであり、職員意識調査においてもその有効性が指摘されている。そのため、すでに行われていることではあるが、広報物のデザイン等の外部委託のさらなる促進や職員自身の資質を高める研修の実施などが求められるところである。

【図表 48】 市政情報の入手方法



(平成 26 年(2014 年)度吹田市市民意識調査報告書)

【図表 49】 市の情報提供の評価



(平成 26 年(2014 年)度吹田市市民意識調査報告書)

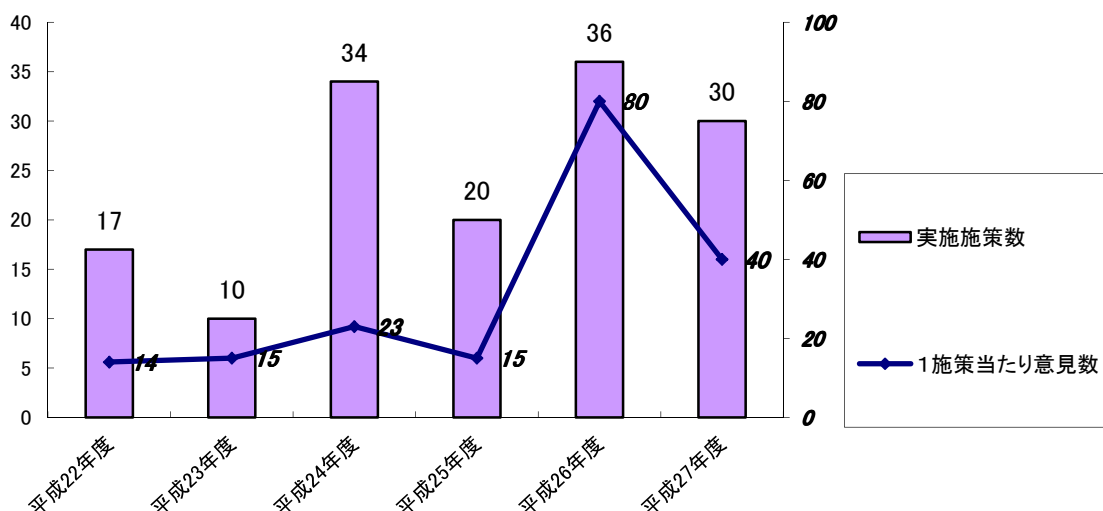
(2) 市民参画

本市では、各室課が「市民参画の推進に関する指針」等に基づいて、当該政策等の内容に見合った市民参画手法を採用している。その手段として最も多く用いられているのは、パブリックコメントである。

現在、多くの自治体でパブリックコメントを実施しているが、本市のように自治基本条例に基づいてパブリックコメント条例を制定し、市として統一的な運用を図っている自治体は極めて少ない。また、年度ごとに実施施策数に差はあるものの（図表 50）、同条例の内容がすべての条例・規則を対象（適用除外事由あり）としていること、市民の無記名による提出を認めていることもあり、パブリックコメント実施施策数は平成 27 年（2015 年）度大阪府内全自治体の中で二番目の数で、意見総数 1,187 通は府内で三番目の数となっている。

このようにパブリックコメントは本市市民参画の基礎にあるものと言えるが、同年度の意見数（提出者）を見ると、43.3%の施策がゼロであり、施策により市民の関心に大きな開きが見られることが課題である。平成 28 年（2016 年）度には、市民自治推進委員会や自治基本条例見直し検討会議から「意見の内容が要望になっていることが多く、市民の提出の仕方が上手ではない」「パブリックコメントは今、賛否を聞くツールのようにになっているが、本来はもっと建設的な意見をもらうためのツールである」といった運用上の問題点の指摘を受け、意見提出用紙に記載例を設けるなどの措置を行ったが、今後も市民が比較的簡単に市政へ参画できる手法として、パブリックコメント制度の改善を図っていくことが重要である。

【図表 50】パブリックコメント実施施策数と 1 施策当たり意見数推移



次に、パブリックコメント以外の市民参画の状況であるが、これについては平成 28 年（2016 年）度に調査を行った（図表 51、52）。58 ページに記載したようにパブリックコメントを実施した施策のうち、半数はパブリックコメント以外にも市民参画を図っており、中でも審議会等の意見を聴取したケースが最も多く、次いでアンケート調査、説明会の開催を市民参画の手法として採用していた。

審議会等の状況であるが、自治基本条例施行から10年が経過し、審議会等数や委員数は増加するなど数字上では市民参画が推進されている。また、傍聴者数や会議録のホームページでの公開件数も増加し、会議の透明性の向上も図られた。ただ、運営の実態については、22、42 ページ等で述べたように課題もあり、改善が求められるところである。

【図表 51】自治基本条例施行前後の審議会等の状況比較（7月1日時点）

		平成 18 年 (2006 年)	平成 28 年 (2016 年)	比較
総数	委員を置いている審議会等数※	74 機関	92 機関	+18
	総委員数（実数）	1,293 人	1,456 人	+163
女性参画	女性委員数（実数）	344 人	509 人	+165
	女性委員数の割合	26.6%	35.0%	+8.4
	女性委員の〇人審議会等数	11 機関	6 機関	-5
公募	公募を実施している審議会等数	30 機関	41 機関	+11
	公募可能なもので公募を実施している審議会等の割合	87.5% (平成 19 年)	78.8%	-8.7
	公募委員数（実数）	66 人	107 人	+41
	公募委員数の割合	5.1%	7.3%	+2.2
傍聴	傍聴可能な審議会等数	59 機関	65 機関	+6
	延べ傍聴者数（年度末）	37 人	100 人	+63
	会議 1 回当たり傍聴者数（年度末）	0.15 人	0.38 人	+0.23
会議録	ホームページで公開中の審議会等数	7 機関 (平成 19 年)	54 機関	+47

※指定管理者選考委員会等、常時設置していない審議会等は除く

本市において市民参画は保障され、市民意見は市政に生かされていると言えるのだろうか。パブリックコメント実施室課の回答によると、7割が参画の機会を十分保障したとしながら、十分な参画が得られたと回答した割合は5割に留まり、市民意見の反映率は7割であった。この割合をどう捉えるかは評価が分かれると思われるが、一定、市民参画の制度は整っているとしても市政への市民の関心は決して高くないとは言える。これには社会状況を含め様々な要因があり、容易に解決できるものではない。当面、市としては自治基本条例見直し検討の答申を尊重し、市民参画の推進に関する指針の実効性確保に向け、取り組むことが必要ではないかと思われる。具体的にはこれまで市政に参画してこなかった市民に関わってもらうことを目指した新たな参画手法（例：市民討議会※）の導入、ICTの積極的な活用などを指針に盛り込むことが考えられる。

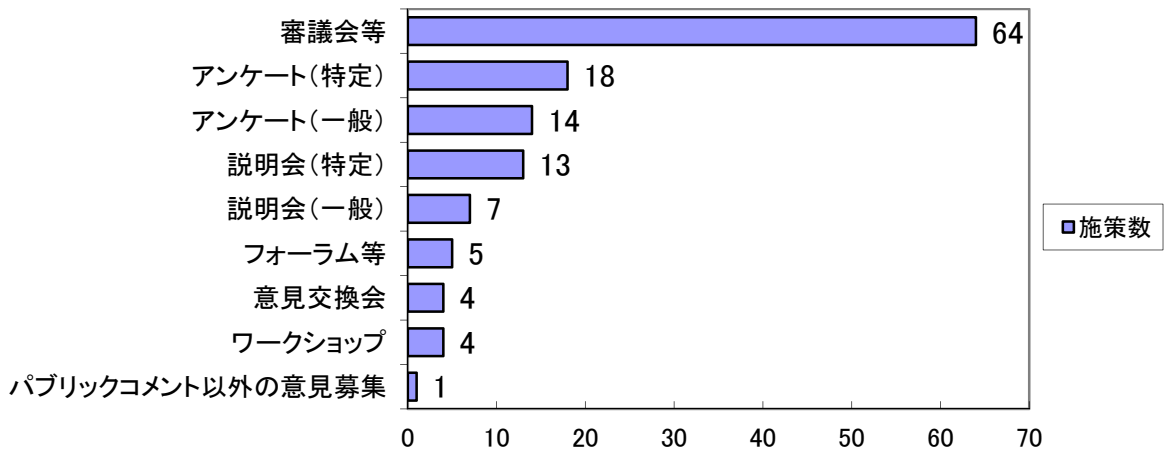
※ドイツの市民参画手法・プラーヌクストツェレをもとにしたもので、無作為抽出で市民を選び、グループに分けて討議を行い、発表された意見を市政に反映させる参画手法。

【図表 52】パブリックコメント対象施策の市民参画状況調査結果（n=147）

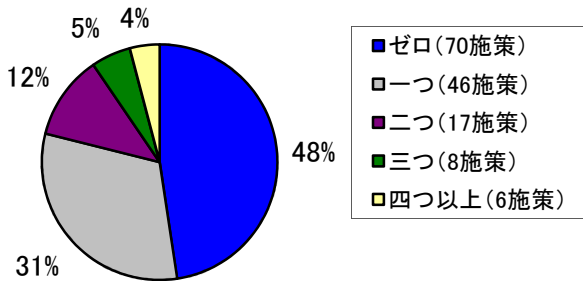
① 対象施策数 147

② 施策内訳 条例 56 計画 55 規則 18 審査基準等 18

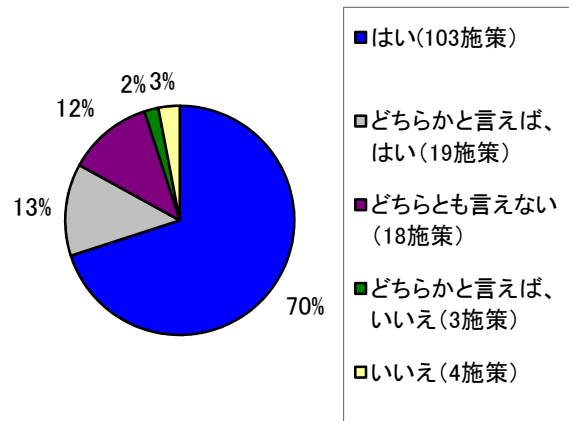
③ パブリックコメント以外に実施した参画手法（複数回答 n=130）



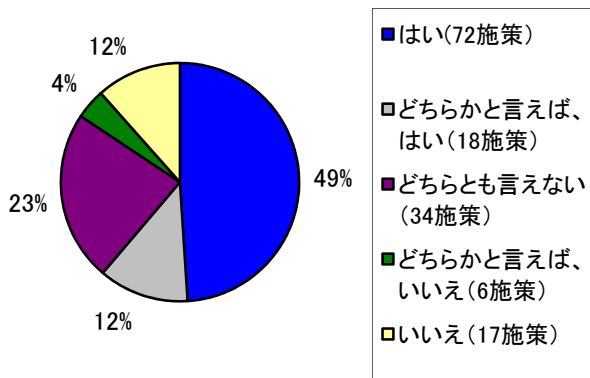
④ パブリックコメント以外に市民参画の手法をいくつ実施したか？



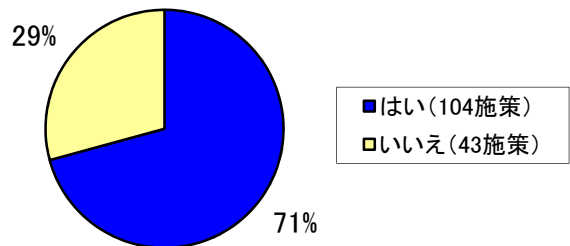
⑤ 十分な市民参画の機会を保障したか？



⑥ 十分な市民参画が得られたか？



⑦ 市民意見を施策に反映したか？



(3) 協働

協働の状況については、第2章で述べたとおり、ほとんどの部署で市民と協働事業を行っており、協働の相手方としては、NPO・ボランティア団体、地縁組織が目立っている。これはNPO数が他市と比較して多いことや全市域に連合自治会が組織され、様々な分野の地縁組織が古くから活動していることなどが関係している。また「大学のあるまち」として大学との協働も本市の特色の一つと言えるだろう。協働事業の数は、近年、微増に留まっており、市民と行政との「協働」が目に見えて進んでいる状況にはないのではないかと推測される。

本市では協働を推進するため、市民自治推進委員会の提言を踏まえて、協働事例集の作成、協働の職員研修、協働事業の評価などを実施してきたが、職員意識調査によれば、いずれも市民自治推進に有効性が高いとは言えず、調査結果の上位1、2位には「地域住民自ら地域の課題を考え、自らで解決する仕組みづくり」、「地域と市のパイプ役を担う職員の配置」が上がっている。これらは提言を受け、現在も検討中の課題である。

ここで「市民参加の梯子」(図表53)について考えたい。これは市民参加の段階を梯子に見立てたもので、米国の社会学者シェリー・アーンシュタインによって提唱された。現在の日本は第6段に移ってきたとされるが、その先にある段階は地域の自治に関わることであり、平成23年(2011年)から(仮称)地域委員会研究会で議論してきたテーマである。結果的には具体的な権限の委任には至らなかったが、地域の自治のあり方として、最終的な目標を「地域自治の確立」に置くべきとしながら、活動の担い手不足が深刻化している現状を考えれば、まずは地域のネットワークを強化すること

【図表 53】市民参加の梯子 (アーンシュタイン 1969 年)

市民の力が生かされる市民参加	8段	citizen control	市民によるコントロール	事業、組織運営に市民が自治権を持っている段階
	7段	delegated power	権限の委任	市民により大きな決定権が与えられている段階
	6段	partnership	パートナーシップ、協働	市民との間で決定権が共有されている段階
形式だけの市民参加	5段	placation	懐柔	市民の意思決定はあるが、実行可能性の判断は行政にある段階(各種委員会、報告書)
	4段	consultation	意見聴取、相談	市民への形式的な意思打診(公聴会、アンケート)を行っている段階
	3段	informing	お知らせ	一方通行的な情報提供(ポスター・パンフレットの頒布、形式的な公聴会)を行っている段階
市民参加とはいえない	2段	therapy	緊張の緩和	市民の不満感情をなだめるガス抜きとしての参加、お飾りとしての参加段階
	1段	manipulation	世論操作	行政の決定事項への一方的な誘導に過ぎない段階

ことが肝要であるとし、市や市民公益活動センターなどの支援組織がそれぞれの強みを生かした地域支援を行うべきとの意見をいただいたところである(図表54)。

以上のように、中・長期的に見て「市民の力が生かされる市民参加」が必要になると思われること、自治基本条例見直し検討の答申において「市民と市民、市民と企業・各種団体などとの協働を実現するため」「新たな協働へのサポートの検討」が求められていることを考えれば、今後、研究会の考え方も参考にしながら、吹田の市民力・地域力の強化に欠かせない地域の自治の問題について検討していくことが必要と言える。

【図表54】（仮称）地域委員会研究会が考えるこれからの「すいたの地域自治」

（「すいたの地域自治のあり方検討意見集」より）

研究会の考え方

地域と市は、地域自ら地域のことを考え、自らの手で治める「**地域自治の確立**」を最終目標に置かなければならない。その点、市から地域に一定の権限と財源を付与し、地域自ら課題を解決する(仮称)地域委員会制度の方向性は誤りではなかった。しかし各地域が「活動の担い手・役員のなり手不足」の問題を抱えていることを考えると、まずは「**地域ネットワークの構築**」から始め、地域が協力して小さなことから課題を解決する成功体験を重ね、地域力をさらに高めた上で、「**地域自治の確立**」に向けた取組を行うべきである。

地域ネットワークの構築

社会状況や地域の特性を踏まえ、以下の三つを活動原則とし、各地域が地域内だけでなく市及び地域活動支援者(以下「市等」)とつながることで吹田市の「地域力の向上」を図る。

三つの活動原則の遵守

自由に！

地域は各々に歴史と特性があるので、自由にその地域に合った活動方法を自ら考え、自らの責任で行う。市等は全地域一律ではなく当該地域の実情に合わせた支援及び情報の提供を行う。

楽しく！

地域活動は大変だが、乗り越える楽しさもある。人を集めるためには、活動を楽しむ工夫や楽しい行事を取り入れることも必要。地域と市等はそうした事例を共有し、他地域にも広める。

無理せず！

社会状況の変化で市民は多忙であるので、地域の会議や行事を見直すなど無理のない範囲で活動する。市等は地域に負担を掛けないよう留意しつつ、地域運営のスキルアップを支援する。

四つのつながりの強化

“団体”のつながり

吹田市では連合自治会が中心となり、諸団体の意見を聴きながら地域運営を行っているが、さらに多くの団体等が地域の意思決定に参画できるよう「協議の場」を充実させる。

“個人”のつながり

地域に関心のある人たちが、個人としての立場で気軽に参加して地域のことを語り合える、地域の意思決定の場とは別の井戸端会議をイメージした「対話の場」を設ける。

“地域”のつながり

地域で実際に活動されている人たちに、「協議の場」「対話の場」双方に参加いただくなど“団体”と“個人”がつながり“地域”全体がより強くつながるよう取り組む。

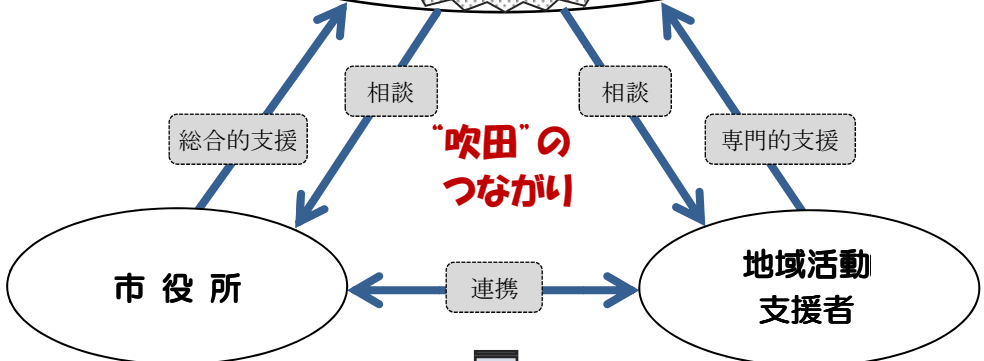
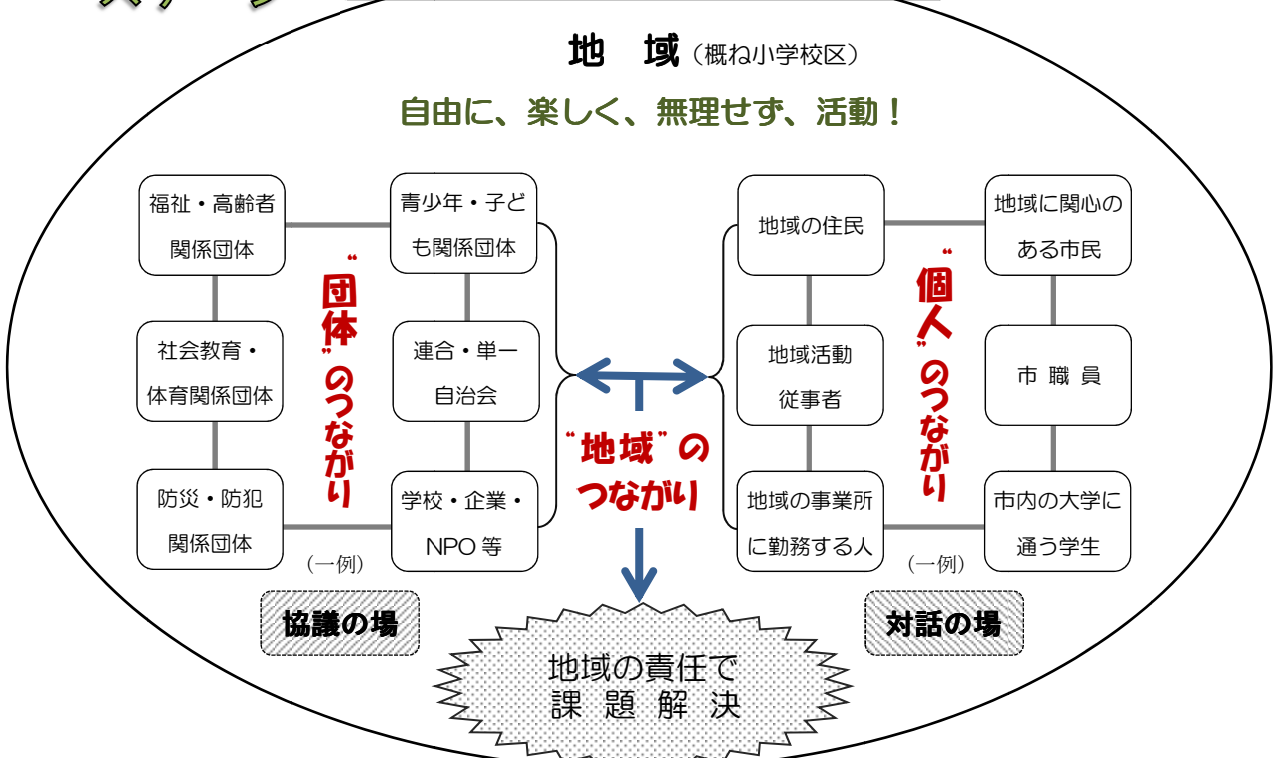
“吹田”のつながり

市等はそれぞれの強みを生かして地域を支援するとともに各地域と連携を密にすることで、“吹田”全体で情報を共有できるようにし、ネットワークの相乗効果を図る。

【イメージ図】

1st
ステージ

地域ネットワークの構築



市民公益活動センター
ボランティアセンターなど



2nd
ステージ

地域自治の確立に向けた取組



第4章 まとめ「すいたの市民自治」～これまでの10年とこれから～

最終章ではこれまでの記述をまとめ、今後の「すいたの市民自治」のあり方を展望する。

市民自治を定めた「自治基本条例条例」は必要だったのか

本市が自治基本条例を施行した平成19年（2007年）は、地方分権改革の大きなうねりの中にあり、また「協働」の概念が浸透しつつある時期であった。同年は全国で同種の条例施行のピークの年にあたり、一種のムーブメントに乗ったことは否定できない。しかし、現在まで国の地方分権改革は継続されており、また本市は多くの自治体が抱える人口減少に伴う諸課題には直面していないが、地域特性を生かした自主自立のまちづくりが求められていることに変わりはない。むしろ市民力・地域力のさらなる強化や中核市への移行を目指す本市にとって、地方自治の本旨（住民自治・団体自治）を謳う自治基本条例の必要性は増しているとも言える。

自治基本条例施行10年を機に、職員意識の変化を調査した。結果は、回答した約7割の職員が条例施行後「市民の声を積極的に聴く意識」「市役所が行っていることを市民にわかりやすく説明する意識」などが高まったとし、市民自治が進んだと回答した職員のうち8割が「条例の制定と関係がある」と答えており、自治基本条例の制定は、市民本位の市政運営に一定寄与したものと考えられる。

市民自治はどのように進められ、現状どのような課題があるか

市民自治は行政分野の多岐に及び、各室課において審議会等とも協働しながら進めてきた。本書では「住民自治」に関わる施策について述べたが、中でも本市自治基本条例の特色の一つである「市民自治推進委員会」の設置を条例で義務付けたことが市民自治の推進に大きな影響を与えている。具体的には平成22年（2010年）12月、同委員会から「市民自治の推進に向けての提言」が市長に提出され、市のアクションプランの策定へと繋がり、多くの提言項目が実行に移されるなど、条例施行後も継続的に市民自治の推進に取り組むことができている。

現状の最大の課題は、市民とりわけ若年から中年層の自治への関心が高くない点が挙げられる。これには高度情報化等がもたらしたライフスタイル・価値観の多様化や核家族化等による一人あたり労働時間（家事労働含む）の増加といった社会経済情勢の変化が深く関係している。他にも、現行の民主主義の制度が間接民主制を原則とし、市民は選挙で選ばれた議員や長を通じて究極的に市政に参画しているとの意識があること、また昨今自治体の住み心地の良さなどがランキングされているが、本市は高い評価を得るとともに住民の満足度も高いとする調査結果もあることなどから、特に住民の意見が不満といった形で表出しにくい面もあると思われる。

審議会等の意見から、今後どのような取組が求められているか

そのような現状で市政への参画や行政との協働を促すことは相当な困難を伴う。そう考えると、仮に民主的な市政が行われなくなったり、大規模な災害が発生するなど、言わば市の統治機能が著しく低下する事態に陥った時、市民による健全な自治機能が発揮され、まちが持続できるような仕組みを整えることに重点を置くのも一つの考え方である。

そうした視点から、自治基本条例見直し検討に係る市民自治推進委員会の答申を尊重し、まずは自治の基本として市政情報を常にわかりやすく伝えることに意を用いながら、市民参画の推進に関する指針の実効性を確保するための見直し検討、また職員の意見にもあったように、地域の自治の問題にも今後、力を傾注すべきと思われる。以上のような取組により、市民力・地域力をさらに高めておくことが、不測の事態に対処し、市民自治を推進することにも繋がるのではないかと考える。

市民自治の確立とは？ これからの「すいたの市民自治」と自治基本条例

自治基本条例の目的である市民自治の確立とはどういった状態を指すかについては、人それぞれ考えが異なり、その共有は困難であるが、一つのイメージを挙げることはできる。それは例えば、地域が民主的な仕組みのもと、行政の支援を受けながらNPO法人格を取得して公共施設の指定管理者となったり、様々な福祉事業を展開したり、新しい公共の担い手として地域の課題を自ら解決するとともに「収益」を上げていく。各種補助金など従来行政が地域に支出していた公金は減少し、行政と地域がウィンウィンの関係になる。地域に雇用が生まれ、新卒者が地域で働くことを選択するまでに至る。そこで生まれた人がずっと住み続けたいと思うまちになり、もっと人の集まる魅力的なまちになる――。

これは遠い未来の話ではなく、すでにその萌芽を他の自治体地域で見ることができる。いずれそういった純然たる「民(市場)」でもない「公(行政)」でもない、自発的な協力関係をもとにした新たな社会システムにも大きな価値を見出す真の成熟社会が到来するのではないだろうか。それまでに本市は自治基本条例で定める市民自治の基本理念に基づき、責任ある自治体として自治権限の強化を図り、できる限り住民の身近なところで行政を行うなど、市民をしっかりと支える体制を整えておかなければならない。そうやって初めて「市民自治の確立」が現実味を帯び、そして市民自治が確立されたとき、「自治基本条例」はその役目を終えるだろう。

【 参 考 资 料 】

吹田市自治基本条例

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則（第4条・第5条）

第3章 市民の権利、責務等（第6条—第8条）

第4章 議会（第9条—第11条）

第5章 市長及び市長以外の執行機関並びに職員の責務（第12条—第14条）

第6章 情報共有、情報公開等（第15条—第17条）

第7章 市民参画及び協働（第18条—第23条）

第8章 コミュニティの尊重等（第24条）

第9章 行政運営の原則（第25条—第29条）

第10章 市民自治推進委員会（第30条）

第11章 国及び大阪府その他の自治体との連携及び協力（第31条）

第12章 条例の見直し等（第32条・第33条）

附則

吹田市は、人類共通の願いである恒久平和を希求し、市民の健康と福祉の向上を基本として、個人の尊厳と自由が尊重され、安心して住み続けることができるまちの実現に向け、市民とともに市政を進めてきました。全国に先駆けて、循環型社会への移行を進め、子どもや高齢者を支える福祉を推進するとともに、コミュニティの振興を図り、都市文化を育んできました。こうした施策は、市民と市との信頼と協力があつてこそ実現したものであり、また、市民の自主的な活動は、吹田のまちを築く大きな原動力となってきました。

本格的な地方分権の時代を迎えた今日、先人の英知とたゆまぬ努力により発展してきたこのまちを、だれもが安心していつまでも住み続けたいなるまちとして次世代に引き継いでいくために、今まで以上に市民及び市は、それぞれの役割と責任の下に、お互いに協力して市民自治を行うことが求められています。

そのために、市民は、市民自治の担い手であることを改めて自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、市政運営に主体的にかかわらなくてはなりません。

他方、市は、効果的かつ効率的な市政運営に努めるとともに、市民参画及び協働を推し進め、地方分権の時代にふさわしい独自の政策を掲げ、推進しなければなりません。そして、市は、すべての市民が誇りに思い、一人ひとりの人権が尊重される、真に自立した吹田市の実現を図らなければなりません。

ここに、市民及び市は、市民福祉の向上のため、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を共有し、市民自治の確立をめざして、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を定め、市民、議会及び市長その他の執行機関のそれぞれの役割を明らかにするとともに、市民自治の運営原則に基づく制度等の基本を定めることにより、市民福祉の向上のため、市民自治の確立を図ることを目的とします。

(条例の位置付け等)

第2条 この条例は、本市における市民自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。

2 執行機関は、この条例の趣旨にのっとり、その事務に関する法令の解釈を自主的かつ適正に行うものとします。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
- (2) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力することをいいます。
- (4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) 市 議会及び執行機関をいいます。

第2章 市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則

(市民自治の基本理念)

第4条 次に掲げることを市民自治の基本理念とします。

- (1) 市民は、等しく尊重されること。
- (2) 市民は、市民自治の担い手であることを自覚し、自らが地域のことを考え、自らの手で治めていくこと。
- (3) 市は、国及び大阪府と、それぞれの役割分担の下に、対等の立場で相互協力の関係に立って、自律的な市政運営を図ること。

(市民自治の運営原則)

第5条 次に掲げることを市民自治の運営原則とします。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市は、市政に関する情報を共有すること。
- (2) 市民参画の原則 市民は、自らの意思と責任の下に、市政に参画すること。
- (3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解と信頼関係を深め、協働すること。

第3章 市民の権利、責務等

(市民の権利)

第6条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 市政に参画すること。

(市民の責務)

第7条 市民は、次に掲げる責務を有します。

- (1) お互いを認め合い、市民自治を協働して推進するよう努めること。
- (2) 市政に参画するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。

(事業者の社会的責任)

第8条 市民としての事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、良好な都市文化の形成に寄与するよう努めなければなりません。

第4章 議会

(議会の役割及び権限)

第9条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、直接選挙を通じて選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、適正に行政運営が行われているかについて監視及び牽制^{けんせい}をする役割を果たします。

2 議会は、地方自治法の定めるところにより、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有します。

(議会の責務)

第10条 議会は、開かれた議会運営のため、その保有する情報を市民に公開し、市民と共有しなければなりません。

(議員の責務)

第11条 議員は、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、議会活動に関する情報等について、市民に説明するよう努めるものとします。

第5章 市長及び市長以外の執行機関並びに職員の責務

(市長の責務)

第12条 市長は、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 市長は、その地位が選挙によって信託されたものであることを認識し、市民の意向を的確に行政に反映させ、市政の課題に適切に対処しなければなりません。

3 市長は、前項の目的を達成するため、職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければなりません。

(市長以外の執行機関の責務)

第13条 市長以外の執行機関は、その職責に応じて、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して行政運営に当たらなければなりません。

(職員の責務)

第14条 職員は、市民の立場に立ち、創意工夫し、公正、誠実かつ効率的に職務の遂行に努めなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等を身につけるよう努めなければなりません。

第6章 情報共有、情報公開等

(情報共有の推進)

第15条 執行機関は、市民参画及び協働の実効性を確保するため、市民との情報の共有に係る手法の整備を図らなければなりません。

(情報公開及び情報提供)

第16条 市は、市政に関して市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、その保有する情報を公開しなければなりません。

2 市は、市民生活に必要な情報を市民にわかりやすく、かつ、適時に提供するよう努めなければなりません。

(個人情報の保護)

第17条 市は、その保有する個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。

第7章 市民参画及び協働

(市民参画の推進)

第18条 執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、次条から第22条までに定めるもののほか、多様な市民参画制度の整備を図らなければなりません。

(審議会等への参画)

第19条 執行機関は、審議会等を設置する場合には、原則として、その委員の全部又は一部を市民からの公募により選任しなければなりません。

2 執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければなりません。

(市民意見提出手続)

第20条 執行機関は、重要な条例の制定及び改廃、計画の策定等をしようとする場合は、その案を市民に公表し、それに対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して意思決定を行わなければなりません。ただし、緊急を要する場合又は法令等に特別の定めがある場合は、この限りではありません。

2 前項に規定する意見の提出に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。

(住民投票の実施等)

第21条 市長は、市政の重要事項について、広く住民の意思を確認するため、その都度、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 第1項の条例においては、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

(住民投票に関する条例の制定請求)

第22条 本市において選挙権を有する者は、市政の重要事項について、地方自治法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、前条第1項の条例の制定を請求することができます。

(協働)

第23条 市民及び市は、相互理解と信頼関係に基づき、協働に取り組むよう努めるものとします。

2 市は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとします。この場合において、市の支援は、市民の自主性を損なうものであってはなりません。

第8章 コミュニティの尊重等

第24条 市民及び市は、暮らしやすい地域社会を築くため、コミュニティ（居住地域又は関心、目的等を共にすることで自主的に形成された集団又は組織をいいます。以下同じです。）の役割を尊重しなければなりません。

2 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。

第9章 行政運営の原則

(総合計画)

第25条 市長は、市の最上位計画として、総合計画（行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいいます。以下同じです。）を策定し、執行機関は、これに基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。

2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、広範な市民が参画できるよう努めるとともに、議会の議決を得なければなりません。これらの変更及び廃止をする場合も同様とします。

3 執行機関は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。

(組織編成等)

第26条 執行機関は、簡素で、市民にわかりやすく、社会情勢に柔軟に対応できる機能的な組織編成に努めなければなりません。

2 執行機関は、効果的かつ効率的な組織運営に努めなければなりません。

(財政運営)

第27条 市長は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画を策定し、効果的かつ効率的な政策等の展開を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民にわかりやすい財務に関する資料について作成及び公表をしなければなりません。

(行政評価)

第28条 執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、政策等の目的を明確にし、その成果、達成度等について評価を行わなければなりません。

- 2 執行機関は、前項の評価の結果を事後の政策等に適切に反映させなければなりません。
- 3 執行機関は、第 1 項の評価の結果及び前項の規定により反映した結果を市民に公表しなければなりません。

(説明責任及び応答責任)

第 29 条 執行機関は、政策等の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

- 2 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければなりません。

第 10 章 市民自治推進委員会

第 30 条 本市に、市長の附属機関として、吹田市市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、市民参画及び協働に関する重要事項を調査審議し、答申するものとします。
- 3 委員会は、市民参画及び協働に関する事項について、市長に意見を述べることができます。
- 4 委員会は、委員 8 人以内で組織します。
- 5 委員は、地方自治に関し識見を有する者及び市民のうちから市長が委嘱します。
- 6 委員の任期は、2 年とします。ただし、1 回に限り再任されることができます。
- 7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第 11 章 国及び大阪府その他の自治体との連携及び協力

第 31 条 市は、共通する課題を解決するため、国及び大阪府その他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。

第 12 章 条例の見直し等

(条例の見直し)

第 32 条 市長は、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、この条例の各条項について検討を加え、その結果、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとします。

(委任)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行します。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行します。

(以下省略)

吹田市市民自治推進委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

	第1期 平成 19・20 年度	第2期 平成 21・22 年度	第3期 平成 23・24 年度
識見を有する者 地方自治に関し	◎阿部 昌樹	◎阿部 昌樹	糸瀬 正博
	大野 春治	大野 春治	◎梶 哲教
	尾浦 芙久子	○梶 哲教	長谷川 美津代
	○久 隆浩	久 隆浩	○宗田 好史
公募委員	奥谷 英夫	浅川 朗	浅川 朗
	小澤 和夫	奥谷 正弘	小川 忠夫
	柿西 睦史	高橋 弘幸	田原 美佐穂
	由井 勝利	南城 多恵子	森 孝二
	第4期 平成 25・26 年度	第5期 平成 27・28 年度	
識見を有する者 地方自治に関し	糸瀬 正博	◎岡 絵理子	
	○岡 絵理子	岡村 こず恵	
	岡村 こず恵	○田中 優	
	◎宗田 好史	中塚 尚	
公募委員	鍵谷 誠一	鍵谷 誠一	
	永井 忠孝	仲倉 嘉奈女	
	三浦 幸美	三浦 幸美	
	山野 瞳		

- ◎ … 委員長
- … 副委員長

(お問い合わせ先)

吹田市市民部市民自治推進室

住 所 : 〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

TEL : 06-6384-2139

FAX : 06-6385-8300

E-mail : ks_jichi@city.suita.osaka.jp